

第3期
芽室町子ども・子育て支援事業計画
(芽室町こども計画)

計画期間

令和7年度～令和 11 年度

令和7年3月

芽室町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の策定に当たって	2
(1) 計画の背景と目的	2
(2) こども大綱及び市町村こども計画との関連	3
(3) 成育医療等基本方針及び成育医療等基本計画との関連	4
(4) 計画策定の経過	4
(5) 計画の位置付け	5
(6) 支援計画の期間	6
第2章 芽室町のこどもと子育て家庭を取り巻く環境	7
1 人 口	8
(1) 人口の推移	8
(2) 出生数の推移	10
(3) 合計特殊出生率の推移	10
(4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移	11
2 幼稚園・保育所	12
(1) 幼稚園	12
(2) 保育所（園）	13
(3) 教育・保育施設の利用割合（未就学児）	14
3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設	15
(1) 放課後児童クラブ	15
(2) 児童館	16
第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開	17
1 子ども・子育て支援事業の骨組み	18
2 子ども・子育て支援制度の事業体系	18
(1) 子どものための教育・保育給付	19
(2) 子育てのための施設等利用給付	19

(3) 地域子ども・子育て支援事業	20
(4) 保育の必要性の認定	21
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	23
(1) 推計の手順	23
4 教育・保育の区域設定	24
(1) 区域設定の基本的な考え方	24
(2) 施設・事業別区域設定一覧	24
5 教育・保育事業の実施計画	25
(1) 教育認定	25
(2) 保育認定	26
6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画	29
(1) 利用者支援事業	29
(2) 延長保育事業	30
(3) 実費徴収に係る補足給付事業	31
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	31
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	32
(6) 子育て短期支援事業	33
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	34
(8) -1 養育支援訪問事業	35
(8) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	36
(9) 妊婦健康診査	37
(10) 地域子育て支援拠点事業	38
(11) -1 一時預かり事業（幼稚園I）	41
(11) -2 一時預かり事業（一般型）	42
(12) 病児・病後児保育事業	43
(13) ファミリーサポートセンター事業	44
(14) 子育て世帯訪問支援事業（新設）	46
(15) 児童育成支援拠点事業（新設）	47
(16) 親子関係形成支援事業（新設）	48
(17) 産後ケア事業（新設）	49
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（仮称））（新設）	50
(19) 妊婦等包括相談支援事業（新設）	51
7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	52
(1) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進	52
(2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上	52

第4章 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型） 53

1 利用者支援事業（基本型）	54
2 利用者支援事業（こども家庭センター型）	54
(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援.....	54
(2) 全てのこどもとその家族への支援.....	55
(3) サポートプランの作成と計画的な支援の実施.....	57
(4) 安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくり.....	57
(5) 児童虐待防止への取組の推進.....	57
3 関係機関・多機関連携と相談支援体制.....	58

第5章 芽室町放課後子どもプラン 59

1 プラン策定の背景及び位置付け.....	60
2 プランが目指すもの.....	60
3 プランの概要.....	61
4 町内小学校の現状と将来推計.....	61
5 児童厚生施設（児童館）事業の現状と今後の取組.....	63
(1) 児童館の現状.....	63
(2) 児童館の今後の取組.....	63
(3) 地域における子育て支援の拠点としての取組.....	64
(4) 放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取組.....	64
6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状と将来推計、今後の取組.....	65
(1) 放課後児童クラブの現状.....	65
(2) 入所児童数の推移.....	65
(3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計.....	66
(4) 民営による放課後児童クラブ.....	66
(5) 放課後児童クラブの今後の取組.....	67
(6) 職員の配置・質の確保.....	67
(7) 開所時間の延長に係る取組.....	67
(8) 利用者等への事業内容周知と声の反映.....	67

7 放課後子供教室事業の実施と発展的展開	68
(1) 全児童対策の経過と今後の取組	68
(2) 児童館における放課後子供教室実施の具体的な方策	68
(3) 放課後子供教室の基本の方針と具体的な方策	69
(4) 連携による事業の推進体制	69
8 特別な配慮が必要な児童への対応	69
(1) 療育の視点での取組	69
(2) 虐待予防・早期発見の視点での取組	69
9 放課後の安全・安心な居場所の確保	70

第6章 芽室町発達支援システム 71

1 発達支援施策の背景	72
2 計画が目指すもの	73
3 事業計画	73
(1) 早期発見	73
(2) 一貫性と継続性のある支援の構築	74
(3) 保護者支援	76
(4) 特別支援教育	78
(5) 就労に向けた支援	80

第7章 関連施策の展開 81

1 こどもの権利擁護の推進	82
(1) 子どもの権利委員会	82
(2) 「子どもの権利」についての啓発活動	82
(3) こども・若者の意見を聞く取組	82
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	83
(1) ひとり親家庭等の相談支援	83
(2) ひとり親家庭への医療費助成の実施	83
(3) ひとり親家庭等への保育料軽減	83
(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業	83

3 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策	84
(1) 子ども医療費給付事業	84
(2) 第3の子どもの居場所づくり（風の子めむろ）の推進	84
(3) 大学等就学支援事業	85
(4) 学校給食食材費・保育施設副食費の町独自負担	85
4 保育環境の充実	85
(1) 保育ニーズの多様化と保育士の確保	85
(2) 待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実	85
(3) 健康の推進	86
(4) 障がい児保育の実施	86
(5) 十勝定住自立圏における広域入所の機能強化	86
(6) 食育の推進	87
(7) 危機管理体制の強化	87
(8) 幼保小連携の推進	87
5 仕事と子育ての両立支援	88
(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	88
(2) 傷らない子育てへの取組	88
(3) 病児保育の助成拡大と病後児保育の継続実施	88
(4) 仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ	88
(5) 子育て世帯の移住・定住の促進	89
6 芽室町教育大綱及び第2期芽室町教育振興基本計画関連	89
(1) 芽室町への愛着と誇りの醸成	89
(2) 自己有用感の醸成	89
(3) 夢への挑戦心の醸成	89

参考資料①

めむろ子育てサポートガイド「すまいる+ちるどれん」	90
---------------------------	----

参考資料②

芽室町こどもの権利に関する条例	94
-----------------	----

参考資料③

第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）諮問書	98
----------------------------------	----

答申書	99
-----	----

第1章 計画の概要

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景と目的

国では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」（※1）に基づき、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、社会全体で子ども・子育てを支えるという考え方のもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとしました。

令和元年12月に、「成育基本法（※2）」が施行され、令和5年4月には、同法の附則に規定された行政組織として、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法（※3）」が施行されるとともに、令和3年度に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」における「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、少子化社会対策やこども・若者育成支援、こどもの貧困対策に関する施策を市町村こども計画として策定し、重点的に進めることとされました。あわせて、令和5年3月22日に閣議決定した「成育医療等基本方針」を踏まえ、医療、保健、教育、福祉などの幅広い分野における施策の相互連携を図りつつ、総合的な取組を推進するに当たり、「成育医療等に関する計画（以下、成育医療等基本計画）という。」を策定し、妊産婦等やこどもにおける母子保健施策及び子育て家庭への支援に関する横断的な視点での取組を推進していきます。

本町においては、安心して子育てできるまちづくりを目指して、令和2年4月から令和7年3月を第2期とした「芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めてきました。

この度、本計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、「第5期芽室町総合計画」を上位計画とし、こども大綱（※4）と都道府県こども計画及び成育医療等基本方針を勘案するとともに、本町の現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、令和7年4月から令和12年3月を計画期間としたこども分野の「総合計画」として、「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」を策定します。

少子化の進行や晩婚化・晩産化の傾向が続くなか、安心してこどもをうみ育てることができ、未来を担う本町のこどもが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実と、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実践します。

そして、本町が今後構築を目指していく「属性を問わない一貫性と継続性ある相談支援体制（全世代型地域包括ケアシステム）」への協調と貢献を強く意識しながら、取組を進めてまいります。

(※1) 子ども・子育て関連3法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法」
- ・「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(※2) 成育基本法

成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程のこと）にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等（医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育・福祉に関するサービスのこと）を切れ目なく提供するための法律（成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）。

(※3) こども基本法

こども施策を社会全体で総括的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。6つの基本理念のもと、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

(※4) こども大綱

こども基本法第10条第2項により、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策について計画を定めるよう努めるものとする。

(2) こども大綱及び市町村こども計画との関連

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、都道府県はこども大綱を勘案して「少子化対策」「子ども・若者育成支援施策」「子どもの貧困対策」を包括した「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成に努めることとされました。

「市町村こども計画」は、既存の「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成することができるとされ、本町においては、第2期計画見直しに合わせて、「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」を作成することとし、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための方向性（方針）や支援策を盛り込んだ計画としました。

(3)成育医療等基本方針及び成育医療等基本計画との関連

成育医療等基本法第5条において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する義務を有するとされていることから、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）により、母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定に取り組むこととされました。「成育医療等基本計画」は、既存の「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成することができるとされており、母子保健施策が成育医療等の提供に関する施策に盛り込まれていることから、「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画」を「成育医療等基本計画」として位置付けることとしました。

(4)計画策定の経過

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童のいる世帯（世帯）の保護者を対象として、「芽室町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施するとともに、保育施設利用保護者及び子育て支援団体からの意見聴取や、放課後児童クラブ・児童館に通う児童及び保護者を対象にアンケート調査を実施するなど、意見の反映に努めました。

また、本計画の策定に当たり、「芽室町総合保健医療福祉協議会子育て部会」の審議、まちづくりの意見募集を実施しました。

◆ニーズ調査及び意見聴取の実施時期

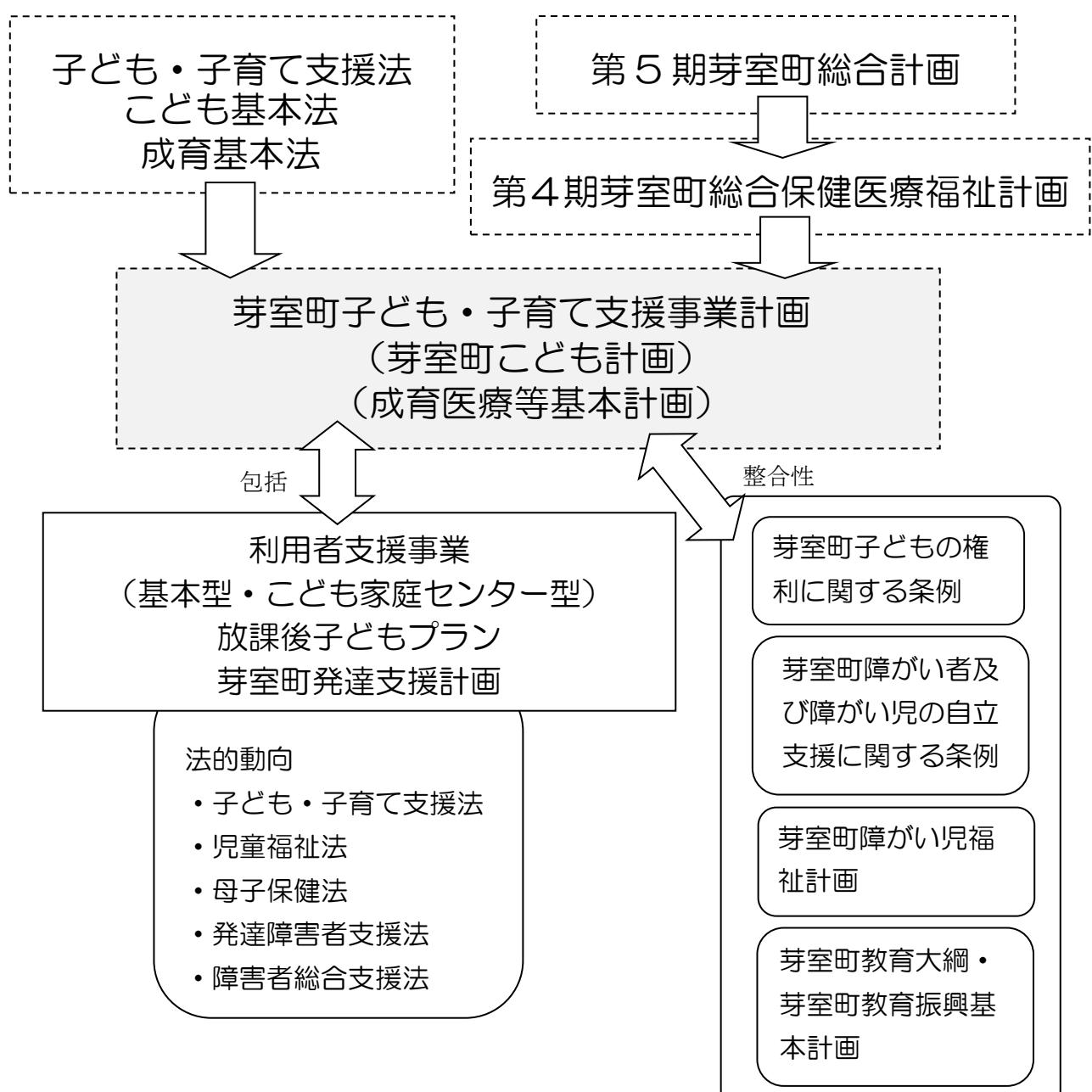
調査名等	実施時期	対象者数	回収数	回収率
芽室町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査	R5.12～R6.1	620世帯	272世帯	43.9%
ヤングケアラー実態調査	R5.12	1,078人	900人	83.5%
子どもセンター児童アンケート	R6.9	628人	379人	60.4%
子どもセンター保護者アンケート	R5.11	369人	200人	54.2%
保育サービスに関するアンケート	R6.10	399世帯	364世帯	91.2%
保護者及び子育て団体等意見聴取	R6.9～11	5団体等	—	—

※第3章の推計値は、芽室町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果を基に量の見込みを算定しています。

(5) 計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」、「こども基本法」「成育基本法」及び、「第5期芽室町総合計画」（平成31年度～令和8年度）を上位法・計画、「第4期芽室町総合保健医療福祉計画」を指針とし、策定に当たっては、「こども基本法」に基づくこども大綱や、「成育基本法」に基づく成育医療等基本方針を勘案したうえで、「利用者支援事業」、「放課後子どもプラン」、「芽室町発達支援計画」を包括し、「芽室町子どもの権利に関する条例」、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」及び「芽室町障がい児福祉計画」、「芽室町教育大綱・芽室町教育振興基本計画」と整合を図り、「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」を策定しました。

なお、計画期間中において着実な事業の実施を図るため、毎年、進行管理を行うとともに必要に応じて見直しを行います。



(6) 支援計画の期間

支援計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。



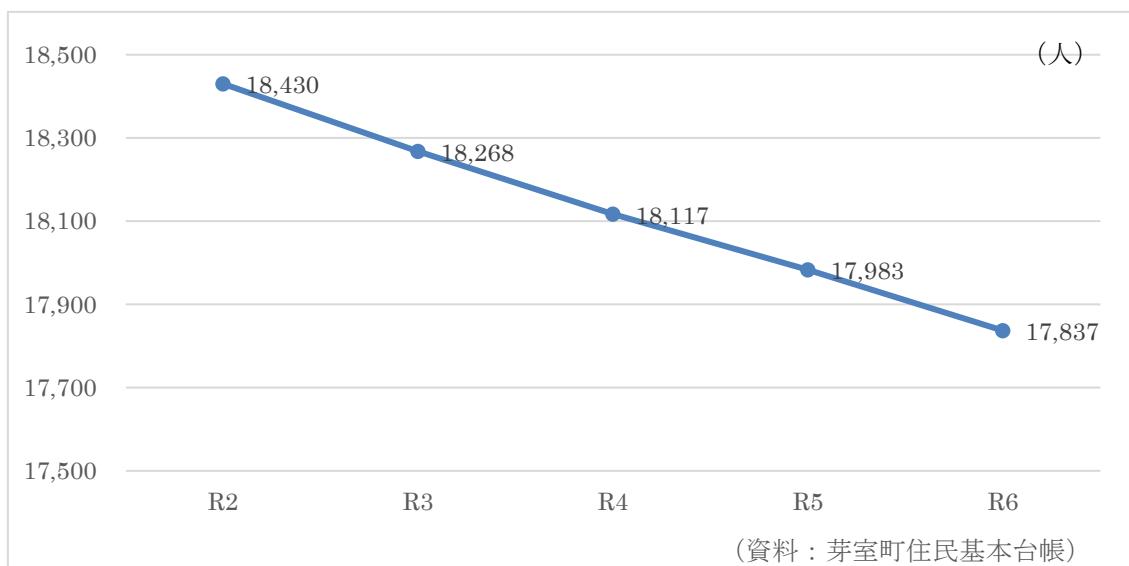
第2章 芽室町のこどもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口

(1) 人口の推移

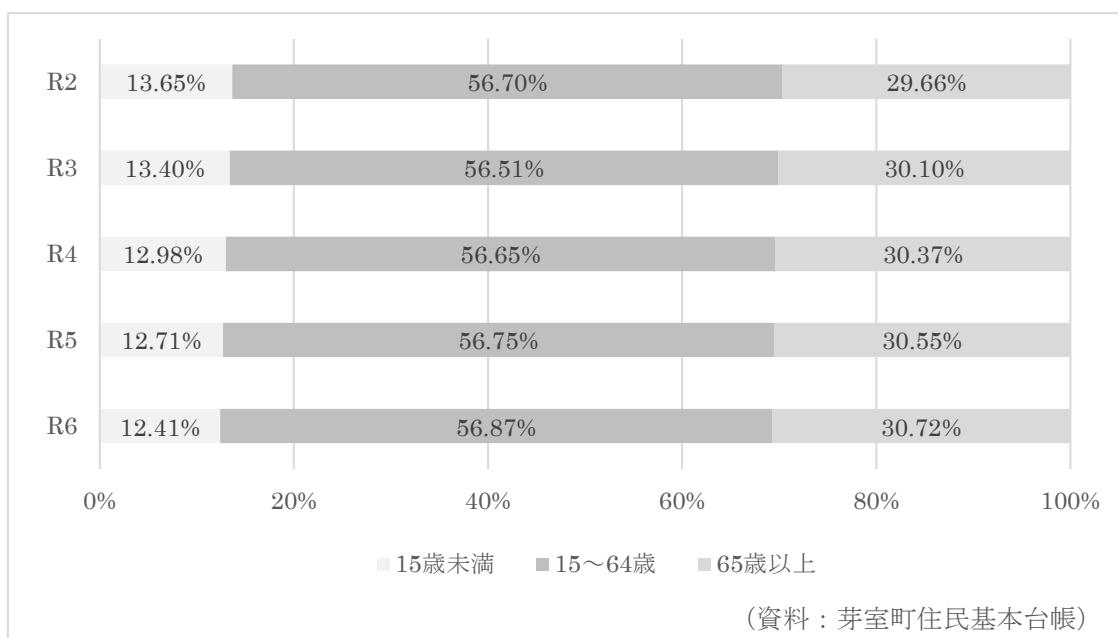
ア 総人口の推移

総人口は減少傾向で、令和6年4月1日の人口は17,837人となっています。



イ 年齢3区分別人口の推移

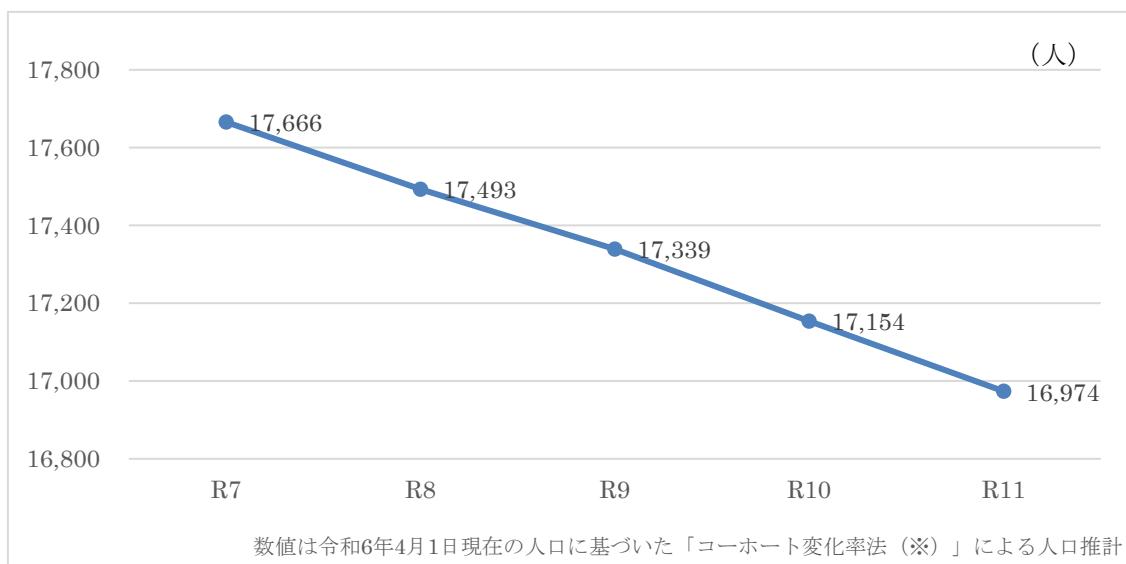
15歳未満の年少人口比率は年々低下傾向にあり、令和6年は12.41%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口は上昇し、令和6年は30.72%となっています。



ウ 総人口の予測

将来の人口は減少傾向にあり、令和11年には16,974人で、減少傾向の予測となっています。

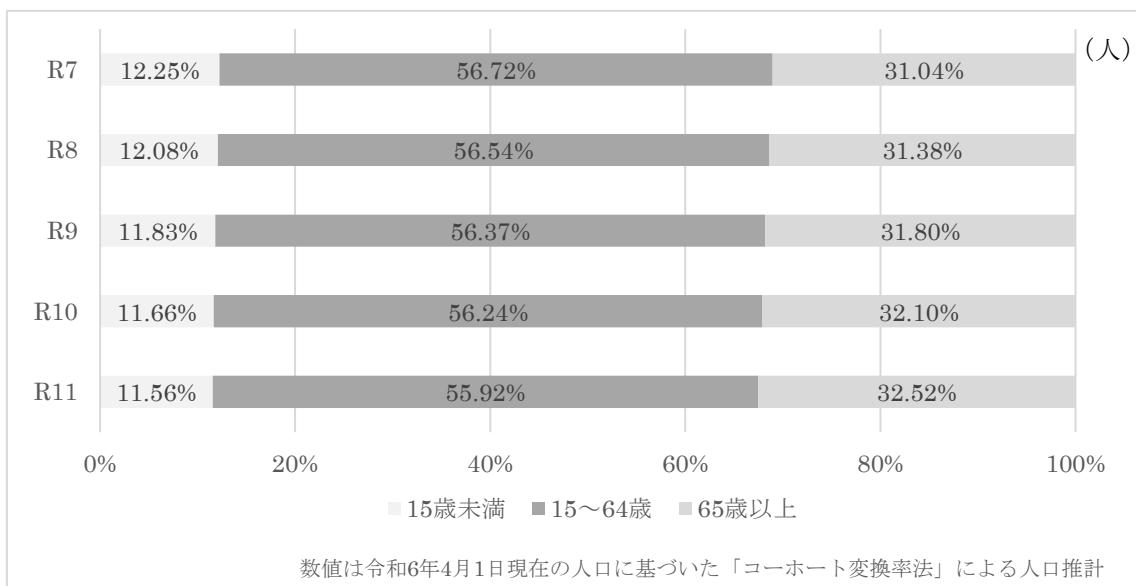
将来の人口については、コーホート変化率法をベースとしていますが、0歳児の算出では、20～44歳（母親となり得る年齢）の女性人数に令和2～6年度の子ども女性比平均4.6%を乗じており、現状の出生数を反映させた数値としています。



※ 各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

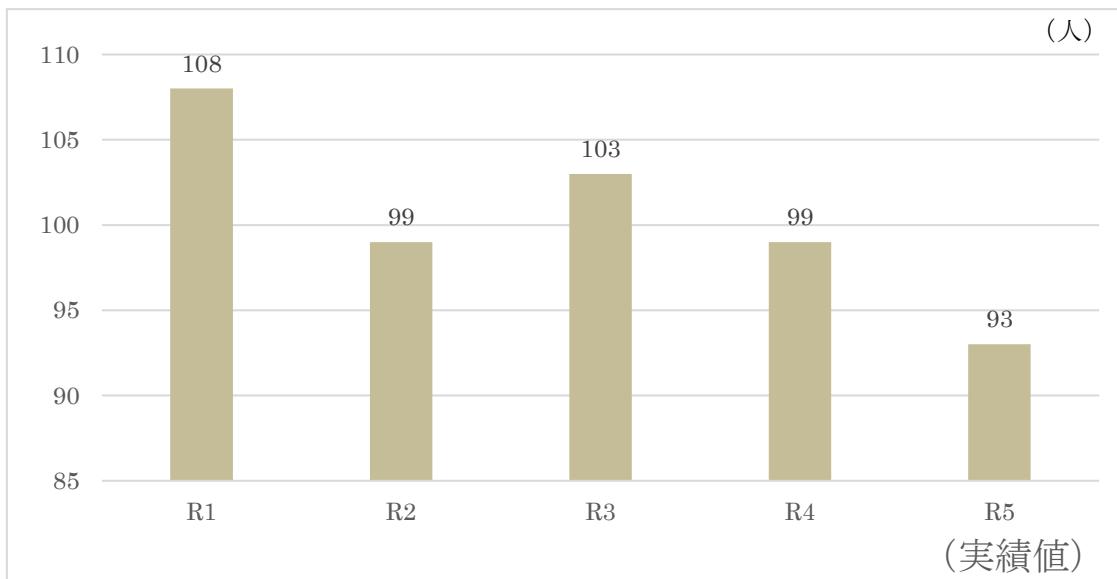
エ 年齢3区分別人口の予測

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率が令和11年には32.52%になると予測されます。



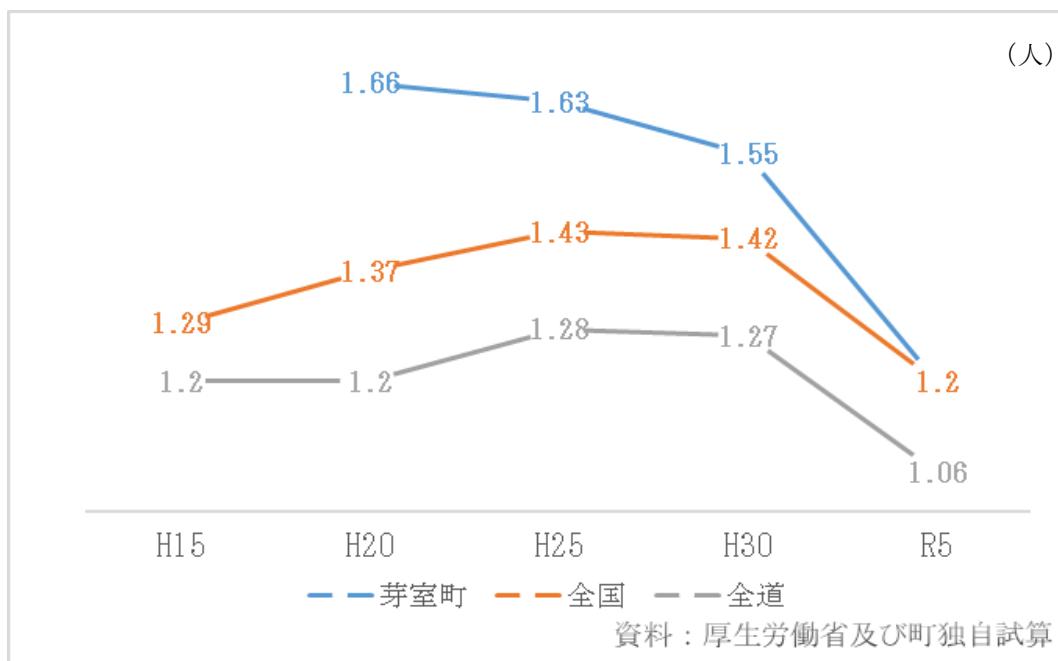
(2)出生数の推移

出生数は微増・微減を繰り返しており、令和5年の出生数は93人で、令和4年と比較すると6人減少しています。



(3)合計特殊出生率の推移

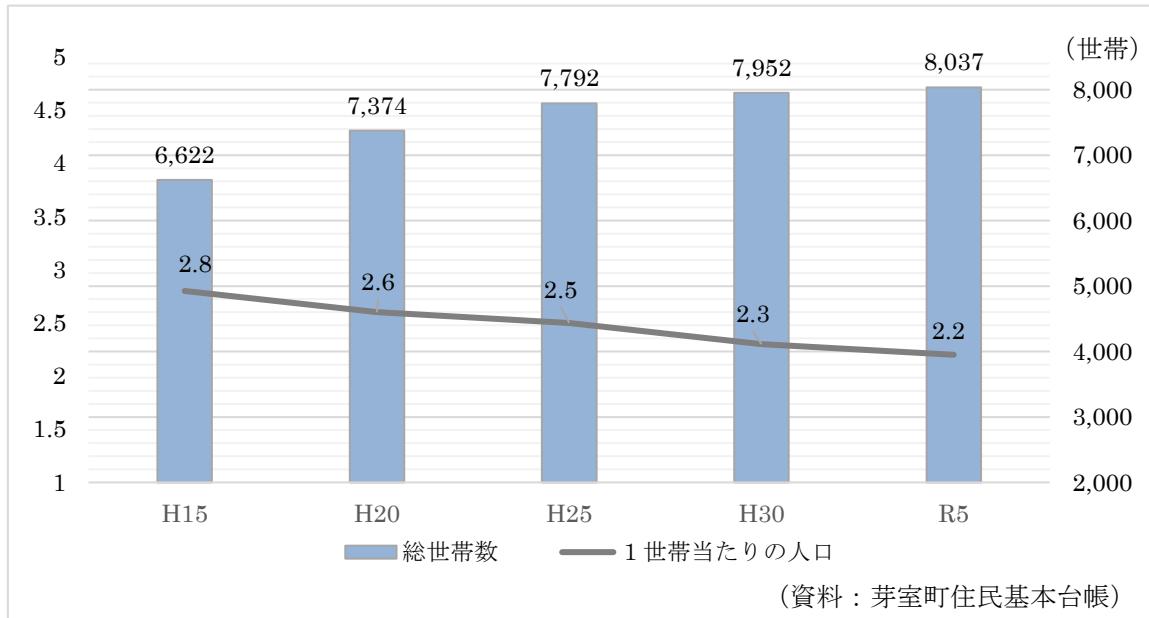
合計特殊出生率は全国値と同じ1.2であり、全道値を上回った値となっているものの、減少傾向で推移しています。本町では、不妊治療費助成や産後ケア事業の充実、待機児童ゼロの継続など、安心してこどもをうみ育てることができる環境を整備・推進するなかで、「少子化対策」にもつながる取組を継続します。



※ 合計特殊出生率 1人の女性が一生のうちにうむこどもの平均数。

(4)世帯数及び1世帯当たりの人口の推移

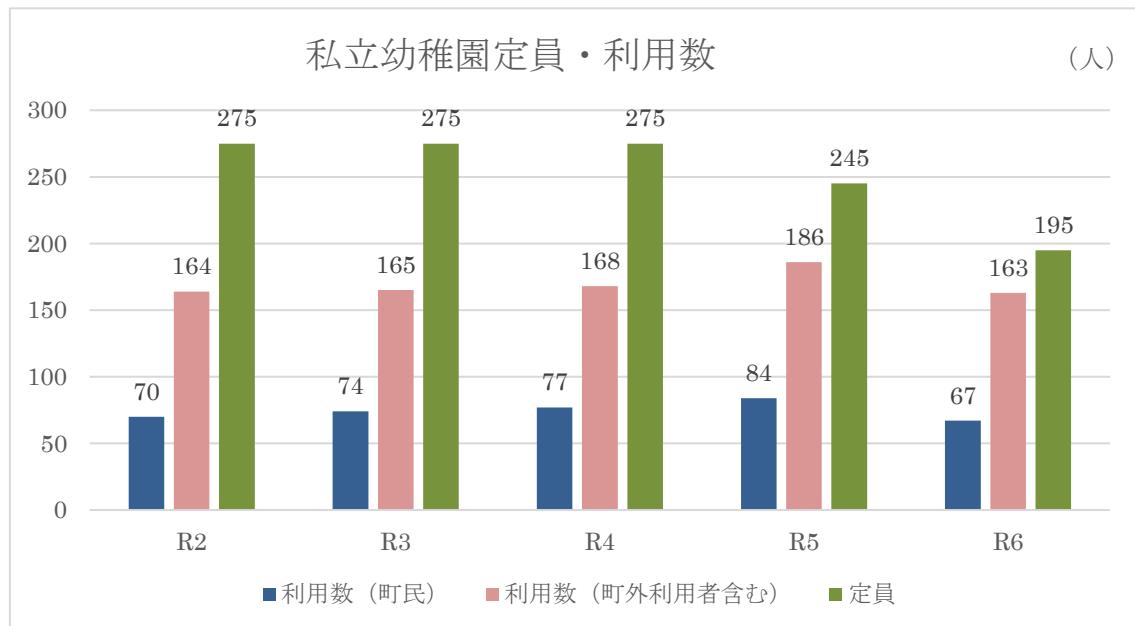
世帯数は年々増加し、令和5年には8,037世帯となっています。これに対し、1世帯当たりの人員数は減り続け、平成15年の2.8人から令和5年には2.2人と20年間で0.6人減少し、核家族化の進行がみられます。



2 幼稚園・保育所

(1) 幼稚園

令和6年4月現在、私立幼稚園が2か所運営されており、利用数はこの5年で横ばい傾向にあります。令和4年度と令和5年度に定員（減少）変更がありましたが、定員数の範囲内で利用されています。



(各年4月1日現在)

■ 幼稚園別の定員・利用数

(単位：人)

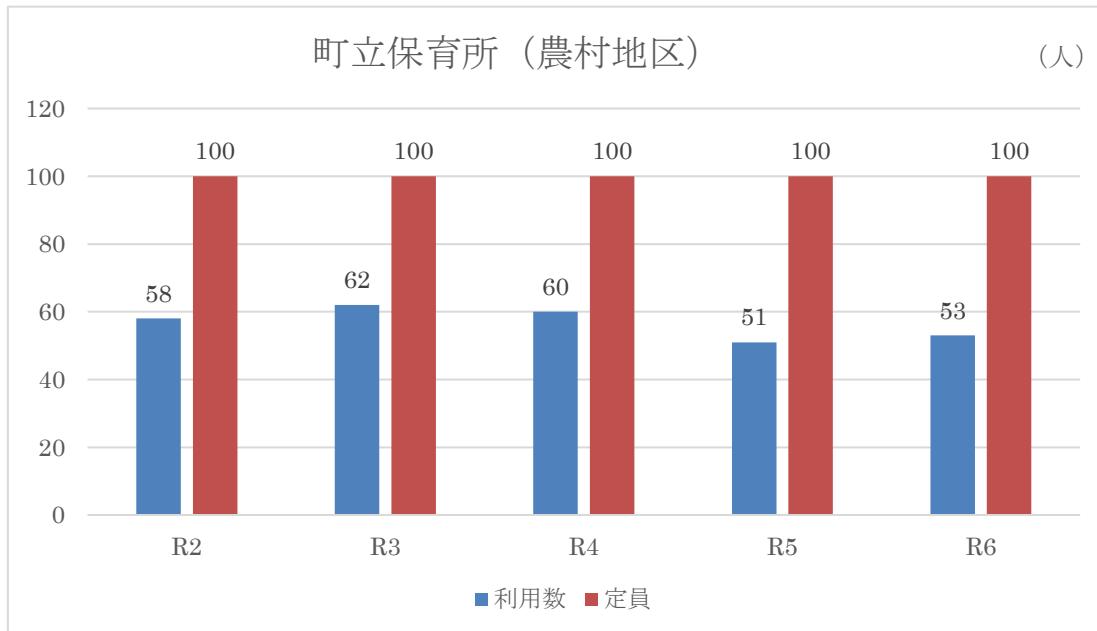
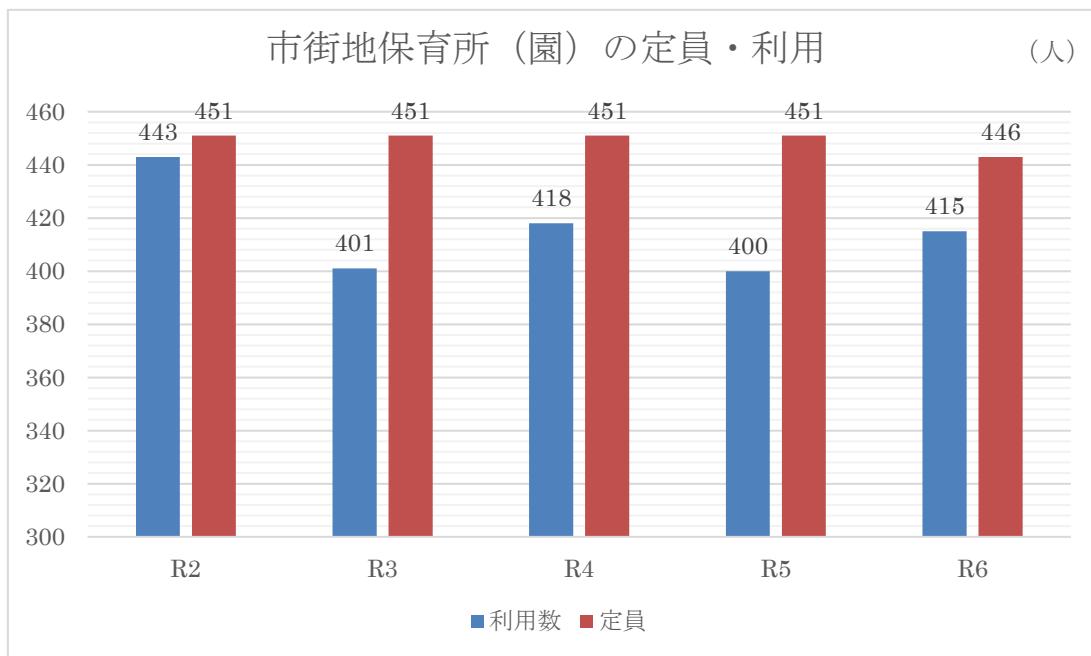
幼稚園名	区分	R2	R3	R4	R5	R6
芽室幼稚園 (定員 75人) ※R5まで定員 125人	町内	56	57	56	65	48
	町外	2	2	1	1	1
	計	58	59	57	66	49
北明やまと幼稚園 (定員 120人) ※R4まで定員 150人	町内	14	17	21	19	19
	町外	92	89	90	101	95
	計	106	106	111	120	114
合 計		164	165	168	186	163

(各年4月1日現在)

(2)保育所(園)

令和6年4月現在、本町の保育施設は、私立の認可保育所が2か所、認定こども園が1か所、小規模保育事業所が1か所のほか、2か所の町立保育所を運営しています。令和6年度から2か所あった小規模保育事業所のうち1か所が閉所し、令和5～6年度からは町立の上美生保育所について入所希望がなかったため休所している状況です。

利用数について、令和2年の443人以降減少しているのは、出生数の減少によるものであります。0～2歳児の保育需要は微増傾向にあります。



(各年4月1日現在)

■定員・利用数

(単位：人)

保育所（園）名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6
市街地保育所 (定員 446 人) ※R5 まで定員 451 人	3歳未満	141	129	146	148	146
	3歳以上	303	272	272	252	269
	計	444	401	418	400	415
町立保育所 (定員 100 人)	3歳未満	16	20	18	16	20
	3歳以上	42	42	42	35	33
	計	58	62	60	51	53
合 計		502	463	478	451	468

(各年 4月 1日現在)

(3)教育・保育施設の利用割合(未就学児)

全体児童数では、令和2年度が 591 人に対して令和6年度は 549 人と、42 人減少しています。割合については、令和2年度から大きく変化はありません。

種別 年度	幼稚園		市街地保育所		町立保育所		計
R2	人 90	% 15.2	人 443	% 75.0	人 58	% 9.8	人 591
R3	人 94	% 16.9	人 401	% 72.0	人 62	% 11.1	人 557
R4	人 95	% 16.6	人 418	% 72.9	人 60	% 10.5	人 573
R5	人 100	% 18.1	人 400	% 72.6	人 51	% 9.3	人 551
R6	人 81	% 14.8	人 415	% 75.6	人 53	% 9.6	人 549

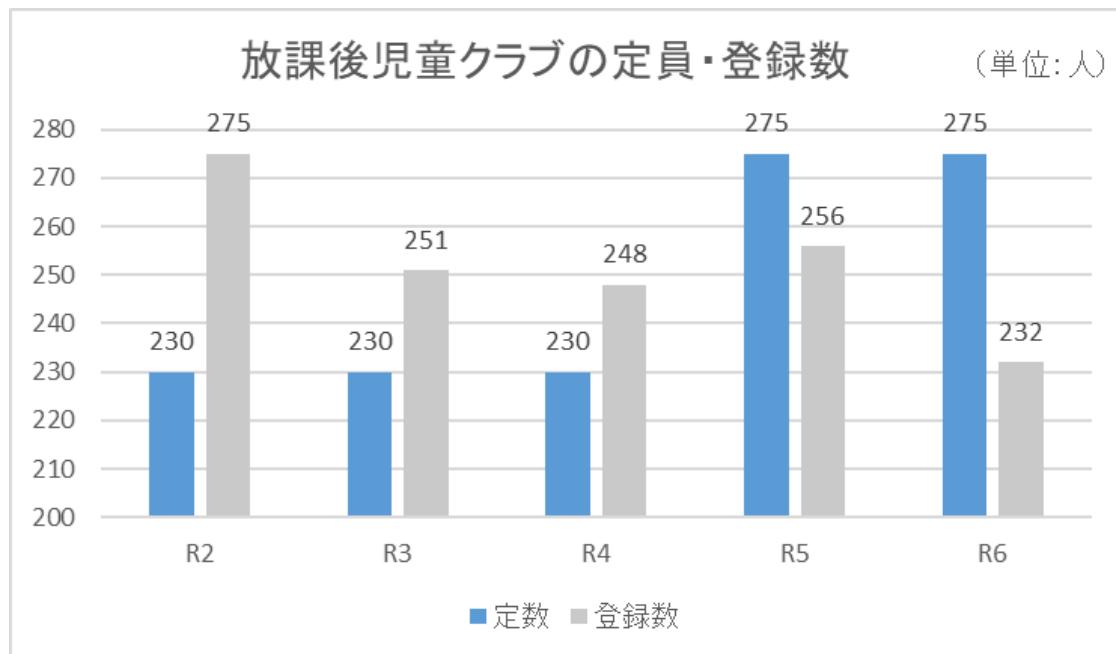
※町外幼稚園に入園している園児を含む。

3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設

(1)放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、芽室小学校区で1クラブ、芽室西小学校区で1クラブ、また、上美生小学校区では地域運営により上美生学童クラブが運営されています。芽室南小学校区は、みなみっ子児童館を開設し、放課後の居場所づくりに努めています。

また、令和5年度から町内学校法人が放課後児童クラブ「アンジャリ」（定員45名）を運営しています。



■児童クラブ定員・登録者数

(単位:人)

放課後児童クラブ名	定 員	登録者数				
		R2	R3	R4	R5	R6
みらい児童クラブ	70	85	82	77	71	65
あいりす児童クラブ	140	169	151	156	156	130
アンジャリ	45	—	—	—	16	24
上美生学童クラブ	20	19	18	15	13	13
計	275	275	251	248	256	232

※R6 のみ 4月 1日現在

(各年度 3月 31日現在)

■遊びの広場

小学校1～6年生を対象に、毎週水曜日（年間20回以上、1回2時間以上の時間）に放課後児童の学びや遊びの場を提供しています。

(単位：人)

名称	定員	登録者数				
		R2	R3	R4	R5	R6
ひばりわくわく広場	—	21	16	24	25	16

(各年度3月31日現在)

(2)児童館

(単位：人)

児童館名	定員	登録者数				
		R2	R3	R4	R5	R6
西子どもセンター	70	87	118	126	100	154
子どもセンター	70	289	305	220	236	228
みなみっ子児童館	50	95	75	71	74	72
合計	190	471	498	417	410	454

※R6のみ12月1日現在

(各年度3月31日現在)

第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の骨組み

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいい、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

令和4年児童福祉法の改正により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が令和6年4月1日から新たに新設され、さらには、母子保健法等の改正により、「産後ケア事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」が、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられるとともに、各自治体の実情に応じて適切に対応することとなり、本町における支援が必要と思われる世帯を「量の見込み」として新たに算出しました。

また、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」により、新たに創設された「こども誰でも通園制度（仮称）」に関する必要定員総数や量の見込みを算出したほか、令和6年10月からは、児童福祉法の改正により、児童手当対象世帯の所得制限の撤廃、対象児童を中学生までから高校生年代までに、第3子一律3万円の支給と大きく拡充されました。

2 子ども・子育て支援制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれるほか、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、給付対象となった「子育てのための施設等利用給付」があります。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

子ども・子育て支援制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となり、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



(2) 子育てのための施設等利用給付

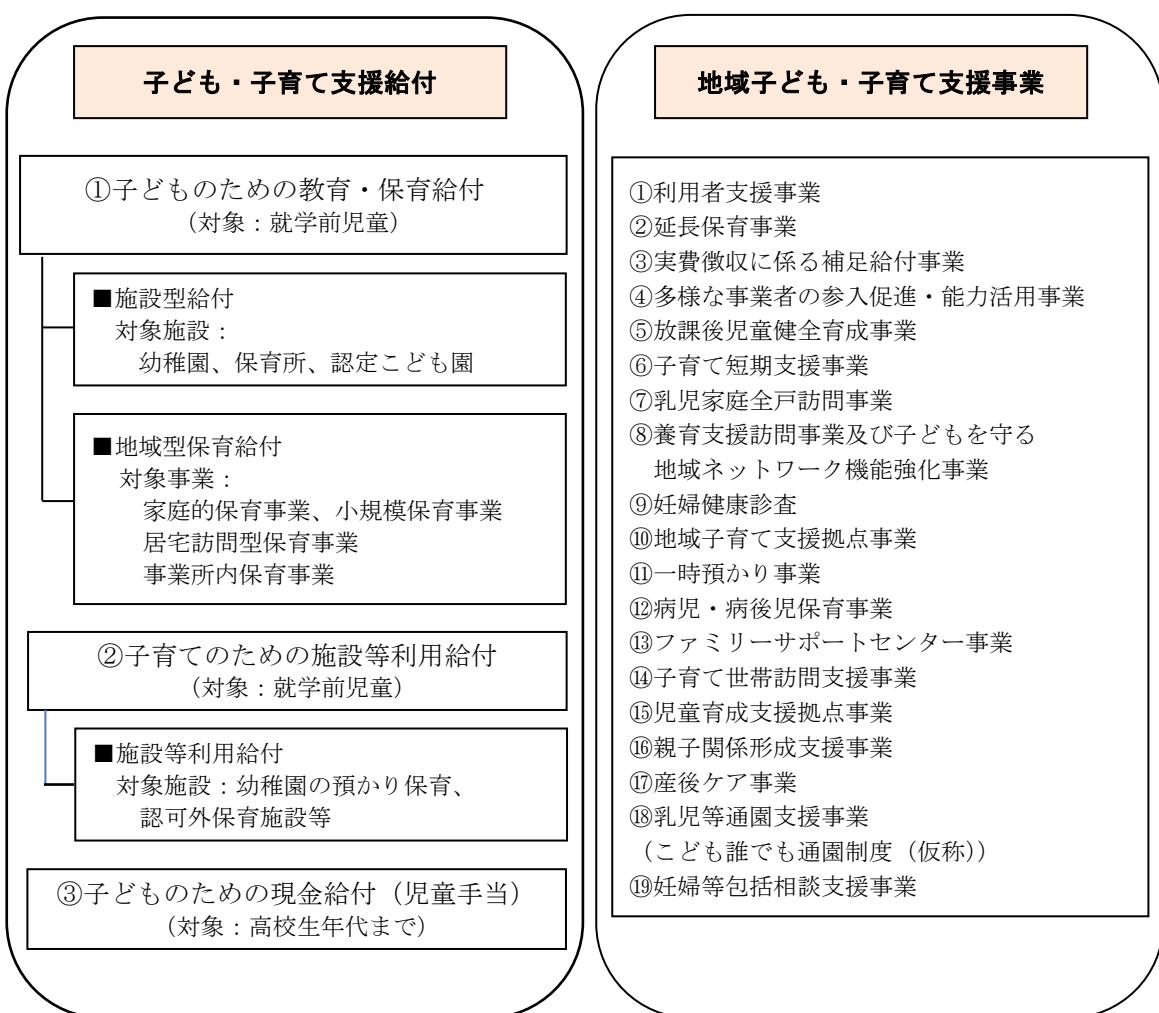
令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用について、教育認定及び保育の必要性の認定を受けたこどもが利用した際に要する費用を支給する「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

(3)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で19事業と定められており、その19事業は交付金の対象となります。本町では、19事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備しています。

また、「こども誰でも通園制度（仮称）」が令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として制度化されることになりました。



(4)保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業
新1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	新制度未移行幼稚園
新2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	市町村民税非課税世帯の3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども	幼稚園の預かり保育 認可外保育施設等

※新1号～新3号認定は、子育てのための施設等利用給付制度により、幼児教育・保育の無償化による保育料等を給付するための認定区分です。

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号及び新3号の保育の必要性の認定を受けるこども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

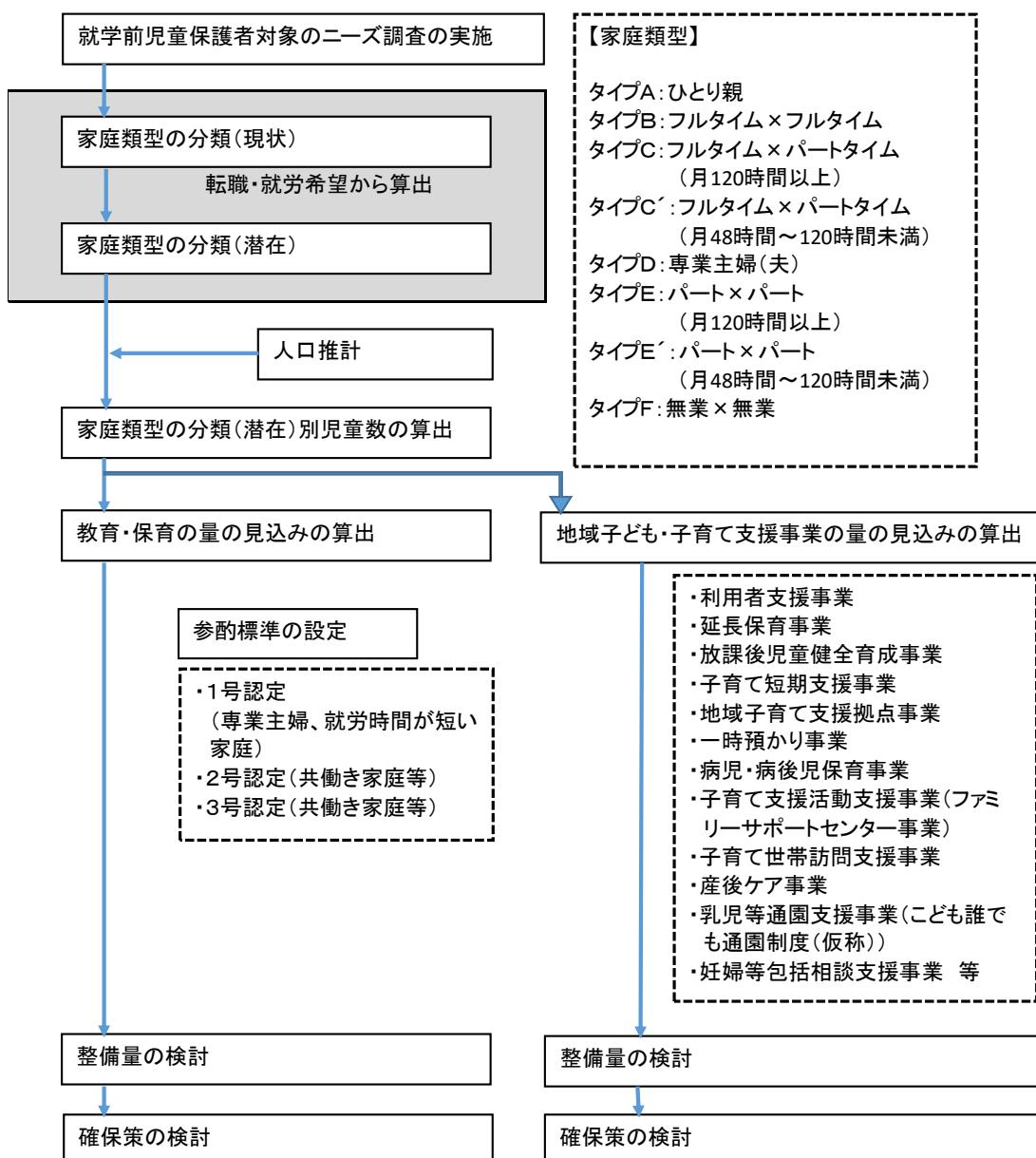
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分※	①標準保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (12時間以上と設定、現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、下限時間を48時間以上と設定) ※新2号、新3号は就労時間48時間以上が認定の条件
優先利用	①ひとり親家庭 ②虐待のおそれのあるケースのこども

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、本計画を作成するために実施した就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部修正を行いました。



※「こども誰でも通園制度(仮称)」については、令和7年度は「乳児等通園支援事業」として地域子ども・子育て支援事業と位置づけられましたが、令和8年度以降は新たな給付となる見込みです。

4 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況を総合的に勘案して、対象事業ごとに次のとおり設定します。

(1)区域設定の基本的な考え方

- ・ **幼稚園、認定こども園（1号）は**、施設独自に交通手段（幼稚園バス）を持ち、行政区域を超える利用も可能とする広範囲な運営事業であることから、町内における施設の整備や配置の区域を1区域（全町）の設定とします。
- ・ **保育所（園）、認定こども園（2、3号）小規模保育事業は**、既存施設の実態を踏まえて、町内における施設の整備や配置の区域を3区域（①芽室小学校・芽室西小学校、②芽室南小学校、③上美生小学校）の設定とします。
- ・ **放課後児童健全育成事業は**、小学校区単位の整備を基本とし、既存施設の実態を踏まえ、町内における施設の整備や配置の区域を2区域（①芽室小学校、②芽室西小学校）の設定とします。なお、芽室南小学校区域は児童厚生施設（みなみっ子児童館）、上美生小学校区域は地域が運営する事業のほか、町内全域を対象とする法人が運営する事業を支援する体制をとっています。
- ・ **地域子ども・子育て支援事業は**、1区域（全町）の設定とし、申請・設置・実施状況に応じて見直していくこととします。

(2)施設・事業別区域設定一覧

区域数	対象事業	
1 区域	①幼稚園 ②認定こども園（1号） <地域子ども・子育て支援事業> ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	⑨妊婦健康診査 ⑩地域子育て支援拠点事業 ⑪一時預かり事業 ⑫病児・病後児保育事業 ⑬ファミリーサポートセンター事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰産後ケア事業 ⑱乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度（仮称）） ⑲妊婦等包括相談支援事業
2 区域	放課後児童健全育成事業	
3 区域	①保育所（園）、②認定こども園（2、3号）③小規模保育事業（3号）	

5 教育・保育事業の実施計画

(1) 教育認定

■幼稚園(学校教育法第1条)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う機関で、保護者の就労にかかるわらず満3歳から入園できます。(対象年齢:満3~5歳)

■認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし普及を目指す施設です。(対象年齢:0~5歳)

ア 現 状

本町には芽室幼稚園(幼稚園部分定員75人)と北明やまと幼稚園(定員100人)の2つの幼稚園があります。

イ ニーズ調査の分析

	実績	推 計 (単位:人)				
		R5	R7	R8	R9	R10
① 推計利用数	104 (94)	91 (82)	95 (86)	92 (83)	88 (80)	83 (75)
② 受入確保数	195	175	175	175	175	175
過不足(②-①)	△3	2	△6	0	7	17

※()は町内幼稚園の町外利用者数です。

※実績値は年度末ですが、推計値は国の計画に関する調査基準日である年度当初の数値とします。

ウ 実施計画(令和7年度~令和11年度)

- ・ 推計利用数では受け入れ確保が想定できることから、新たに別の施設を整備せずに、既存事業に対する支援を継続します。
- ・ 共働き家庭等の幼稚園利用のニーズ調査では、幼稚園を希望する保護者のうち、51.1%が「特に幼稚園を希望する」と回答しており、幼稚園の預かりなどを利用することで共働き世帯の負担軽減となり、今後も一定数の受入確保の維持が必要と推測しています。

(2) 保育認定

■保育所(園)(児童福祉法第39条第1項)

保護者の就労や病気などで、家庭で保育をすることができない場合に保護者の代わりに保育する施設です。(対象年齢: 0~5歳)

■認定こども園

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし普及を目指す施設です。(対象年齢: 0~5歳)

■小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)

3歳未満児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数(定員6~19人)を対象に比較的小規模な環境で細かな保育を実施する事業です(対象年齢: 0~2歳)。地域型保育事業は、この他に「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業(地域枠)」があります。

● 芽室小学校区・芽室西小学校区

ア 現 状

芽室小学校・芽室西小学校区域には、認可保育所としてめむろかしわ保育園(定員200人)と、めむろてつなん保育所(定員120人)の他、小規模保育事業所(定員19人)、認定こども園(保育部分: 80人)があります。2施設あった小規模保育事業所のうちの1施設が令和5年度末に閉所しましたが、他の施設の定数変更及び定員120%内の柔軟な受入により、待機児童ゼロを継続しています。

イ ニーズ調査の分析

	現状	推計(単位:人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
① 推計利用数	477	434	433	423	412	395
2号認定	278	247	259	251	241	226
3号認定	199	187	174	172	171	169
② 受入確保数	451	473	473	473	473	473
2号認定	274	282	282	282	282	282
3号認定	177	191	191	191	191	191
過不足(②-①)	△26	39	40	50	61	78

※めむろかしわ保育園(定員200人に対し223人)とめむろてつなん保育所(定員120人に対し141人)

は、面積要件や保育士確保数により令和7年度の受入可能な人数を確保数に反映させています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- 育児休業からの復帰時期では、「7か月～1歳未満」に復帰したいと回答した割合が35.5%と最も多い結果となり、5年前の調査では「1歳～1歳6か月」が最も多く、この5年間で復帰時期の早まりが顕著に表れています。のことから、0歳児の途中入所に対応すべく、保育士確保対策の強化を含め、引き続き保育事業者と連携し、待機児童ゼロ継続を目指します。
- 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望では、日曜・祝日の利用希望は「利用する必要はない」が67.6%で最も多く、「月に1～2回利用したい」が23.7%、「毎週利用したい」が4.5%と、利用希望は少ない結果となりました。保護者ニーズの変化や雇用動向を十分に確認・検証し、保育事業者との協議を継続するとともに、休日保育の代替となる保育提供施設の紹介等を行います。

● 芽室南小学校区

ア 現 状

芽室南小学校区域は、「芽室町農村地域保育所再整備計画」に基づき平成30年3月末に4つの認可外保育所を閉所し、同年4月に町が運営する認可保育所としてひだまり保育所を開所しました。

イ ニーズ調査の分析

	現状	推 計 (単位:人)				
		R5	R7	R8	R9	R10
① 推計利用数	58 (39)	52 (36)	52 (36)	51 (35)	50 (34)	48 (32)
2号認定	35	34	34	33	32	30
3号認定	23	18	18	18	18	18
②受入確保数	50	50	50	50	50	50
2号認定	35	35	35	35	35	35
3号認定	15	15	15	15	15	15
過不足 (②-①)	△8	△2	△2	△1	0	2

※うち()内は南小区在住の推計利用児童数を計上しています。

※待機児童対策として、南小区の推計利用児童数に一定数の市街地等児童の入所を見込んで計上しています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ 推計利用数では、受入確保が可能であることから、施設数を増加する整備は行わず、これまで同様に町が運営する認可保育所として、地域児童の受け入れを継続します。
- ・ 待機児童対策として市街地の認可保育所に入所できなかった児童や、広域入所の受け皿となり、さまざまな保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けられる体制を維持します。

● 上美生小学校区

ア 現 状

- ・ 上美生小学校区域には、認可外保育所として上美生保育所を設置し（定員50人）、町が運営しています。認可外保育所ですが、認可保育所と同様の時間や料金としています。
- ・ 令和5～6年度は入所希望児童がおらず休所としていますが、希望に応じて開所することとします。

イ ニーズ調査の分析

	現 状	推 計（単位：人）					
		R5	R7	R8	R9	R10	R11
① 推計利用数	0 (10)	- (7)	- (8)	- (7)	- (7)	- (7)	- (7)
② 受入確保数	50	50	50	50	50	50	50
過不足（②-①）	50	50	50	50	50	50	50

※うち（ ）内は地域在住の利用児童数を計上しています。

※推計の利用児童数は見込めませんが、希望に応じて開所します。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

町が運営する保育所として、これまでと同様に地域と連携・交流を維持し、安全・安心な保育施設の維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(1) 利用者支援事業(子ども・子育て支援法第 59 条第1号)

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども又はその保護者の身近な場所での支援、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、専任の職員を配置して、関係機関との連絡調整等を実施する事業ですが、令和 4 年児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

本町では、令和 6 年 4 月 1 日より、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「芽室町子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「芽室町子ども家庭総合支援拠点」を統合し、子育て支援課内（保健福祉センターあいあい 21 を含む）に「芽室町こども家庭センターめむろん」を開設しました。センターの設置に伴い、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長 1 名と、両機能の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員 1 名を配置しています。

ア 現 状

- ・ 基本型として、こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、「芽室町子育て支援センターげんき」において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しています。
- ・ こども家庭センター型として、「芽室町こども家庭センターめむろん」において、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目のないサポートを行います。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 利用者支援事業の認知度は、「知っている」が 69.9% となっています。

ウ 実施計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

利用者支援業務に従事する専任スタッフの配置、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる支援体制を継続していきます。また、こども基本法の基本方針に基づき、こどもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援と、全てのこどもが愛着を土台として、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(2) 延長保育事業(子ども・子育て支援法第59条第2号)

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所や認定こども園で保育を実施する事業です。

ア 現 状

保育標準時間認定では18:30～19:00（小規模保育事業所のみ19:30）まで延長保育を実施しており、保育短時間認定では希望する8時間を超えた分を延長保育としています。

■利用例

時間	7時	8時	9時～16時				17時	18時	19時
保育標準時間 (11時間)	-		例① 保育時間 7:30～18:30					100円	-
保育短時間 (8時間)	-	100円	100円	100円	例② 保育時間 9:00～17:00の場合			100円	100円
	-	100円	100円		例③ 保育時間 8:30～16:30		100円	100円	100円

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計（単位：人）					
		R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数	134	129	130	129	127	124	

- 利用開始の希望時刻は、「午前7時」が2.2%であり、利用終了の希望時刻は、「午後5時」が23.3%、「午後6時」が20.3%、「午後7時」以降が0%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- 開始時刻及び終了時刻については、ニーズ調査の結果から現在の時刻で概ねニーズを満たしており、今後も現状の体制を維持し、事業実施を継続します。
- 午前7時からの早朝保育については、保育士確保や労働環境改善の観点から実施が難しい状況ですが、社会情勢の変化等を捉えて、必要に応じて検討します。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業(子ども・子育て支援法第 59 条第3号)

保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

ア 現 状

令和元年 10 月の幼児教育・保育無償化により、3 歳から 5 歳児の給食費は施設による実費徴収が基本となりましたが、本町では、無償化開始時より全ての施設を利用する保護者に対し、副食費（おかず・おやつ等）を全額助成しています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- 「子育てに関する悩み」では、「経済的な不安」が 15.7%、「子どもの勉強や進学のこと」が 14.9% となっています。
- 「本町の子育て支援に期待すること」では、「幼稚園や保育所にかかる費用を軽減してほしい」が 12.9% となっています。

ウ 実施計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

本町の子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、副食費の助成を継続するとともに、国・道などの動向を注視し、必要に応じて事業の検証をします。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(子ども・子育て支援法第 59 条第4号)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

ア 現 状

民間事業者の新規事業開拓や保育施設等の設置がないため、実施していません。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

なし

ウ 実施計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

保育施設の未整備区域はありませんが、民間事業者の新規事業開拓については、本町の実情や需要を十分に把握したうえで検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(児童福祉法第6条の3第2項)

児童福祉法に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。また、令和5年度には民間事業者による放課後児童クラブが新たに開設され、利用者の選択肢が増えました。

本事業は、第5章 放課後子どもプランの中で現状と施策等を具体的に述べるものとします。

ア 現 状

小学校1～3年生の入所希望の小学生に対し、児童福祉法第6条の2第12項に基づく児童福祉施設として4か所（計8単位）の放課後児童クラブを開設しています。定員は合計275名です。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

未就学児の保護者に対するニーズ調査によると、将来放課後を児童クラブで過ごさせたいという希望では、小学校低学年時は64.6%で最も多く、小学校高学年時では22.8%で、自宅、習い事、少年団に次いで4番目となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ 放課後児童クラブの基本的方針
- ・ 施設・受け皿の確保と運営体制への取組
- ・ 職員の配置・質の確保
- ・ 開所時間の延長に係る継続検討
- ・ 利用者・地域住民への事業内容周知

(6) 子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

ア 現 状

平成 23 年度から開始した子育て短期支援事業については、平成 29 年度まで利用実績はありませんでした。平成 30 年度に初めて 1 人の児童が 3 日間利用しました。今後も、家庭での養育が困難となるケースが想定されることから、突発的に支援が必要となる事態に備えるためにも、支援体制を維持する必要があります。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数	0	1	1	1	1	1

- ニーズ調査の利用希望は 0 % であり、実績値も令和 2 年度から令和 5 年度は 0 件でしたが、育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を加えたものを次期計画の量の見込みとします。
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用は、「利用していない」が 82.1 % で最も多く、次いで「幼稚園や認定こども園での一時預かり」が 10.3 %、「保育所での一時預かり」が 3.8 %、「ファミリーサポートセンター」が 3.8 % などとなっています。
- 一方、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向では、「利用する必要はない」が 55.9 % で最も多い結果ですが、次いで「利用したい」が 37.5 % であり、利用したい理由では、「私用リフレッシュ目的」が 72.5 %、「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が 57.8 % となりました。

ウ 実施計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行います。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法第6条の3第4項)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む）を訪問し、①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者的心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う事業です。

ア 現 状

核家族化による育児経験の未伝承や経験不足から育児不安に陥ったり、悩んだりする保護者が少なくありません。また、インターネットや育児書など情報が氾濫している状況であり、育児不安を助長しやすくなっているため、全て乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 子育てに関する悩みでは、「経済的な不安」15.7%、「子どもの勉強や進学のこと」14.9%、「自分の時間を十分に持てない」14.2%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ 子育て支援センターと連携を図り、子育てに関する情報発信を強化し、子育てしやすいまちづくりを周知します。
- ・ 第2子以降の新生児訪問は保健師と助産師、保育士の同行訪問を実施し、新生児だけでなく上のきょうだいに関する相談や発達の観察などをを行い、更にきめ細かい育児支援を目指します。

(8)－1 養育支援訪問事業(児童福祉法第6条の3第5項)

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に看護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、その居宅を訪問し、①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援、②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や、養育技術の提供等のための相談・支援、③不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援、④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

ア 現 状

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤独感等を抱えている家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭が存在しています。

養育支援訪問	R1	R2	R3	R4	R5
訪問延人数（人）	7	22	26	31	24

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

子育てに関する不安や負担は、「あまり不安や負担は感じない」が34.6%で、これに「まったく感じない」9.9%をあわせた「不安は感じない」が44.5%となっています。一方、「やや不安や負担を感じる」が47.8%と最も多く、「とても不安や負担を感じる」の7.4%をあわせた「不安を感じる」が55.2%となり、5年前の調査と同様、「不安を感じる」割合が僅かに多い結果となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保健医療機関との連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握した、支援の必要な家庭を訪問し、相談・助言・指導・援助を行います。

また、就学児の養育支援についても、教育委員会と連携していきます。

(8)－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(子ども・子育て支援法第59条第8号)

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員や地域ネットワーク構成員、関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とした事業です。

ア 現 状

「芽室町要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議及び必要に応じ個別ケース検討会議を実施しています。

開催回数	R1	R2	R3	R4	R5
代表者会議（回）	1	0	1	0	1
個別ケース検討会議（回）	6	3	31	13	9

※R2 及び R4 は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止、R3 は同事由により書面開催としています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「子育てに関する悩み」として、「育児で疲れる」が 12.5%、「しつけがうまくいかない」が 5.8%、「相談する相手がない」が 1.4%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- 今後においても養育支援訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業等で子育ての悩みを聞き、養育上の課題の早期発見、早期対応につなげます。
- 虐待・育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関して、速やかに初期対応や情報収集を行い、要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園・保育所・学校などの関係機関と連携して、引き続き虐待対応にあたります。

(9) 妊婦健康診査(母子保健法第13条第1項)

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時・必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母体や胎児の健康確保を図る上で最低限必要な妊婦健康診査の費用を助成することにより、妊娠に係る経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促進しています。

ア 現 状

母子健康手帳交付時に、保健師が初期妊娠相談を行い、医療機関ごとの妊婦一般健康診査（1～7回）の受診票を発行。後期妊娠相談で保健師（必要に応じて管理栄養士）が妊婦相談を行い、妊婦一般健康診査（8～14回）の受診票を発行し、妊婦検診受診時に妊婦が医療機関に受診票を提出することで、妊婦一般健康診査に関わる費用の全額を助成しています。また、医師が必要と判断し実施する妊婦精密健康診査のうち、一部の検査項目についても検査費用を助成しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
妊婦一般健康診査（人）	1,207	1,159	1,172	1,191	1,056

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

妊婦定期健康診査費助成に関するアンケートで、助成回数の増加、費用の全額助成、手続きの簡素化等の要望が寄せられていましたので、平成30年度から実施方法の見直しを行いました。見直し後のアンケート結果では、経済的負担の軽減になったという方が91.1%となりました。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- ・ 安全・安心な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査を推奨します。
- ・ 国の動向や、妊婦健康診査の受診状況及びニーズを把握し、必要に応じて内容を見直します。

(10) 地域子育て支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第6項)

地域子育て支援拠点事業とは、児童福祉法（第6条の3第6項）において「厚生労働省令で定めるところにより、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業と期待されています（市町村においては、「つどいの場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）。

本町の子育て支援拠点事業は、「めむろてつなん保育所」に併設する施設として、「子育て支援センターげんき」を町直営で運営しています。

現在、子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を行っています。

子育て支援センター利用者数

	R1	R2	R3	R4	R5
開放事業利用人数（人）	6,392	4,661	3,975	4,749	7,238
出張ひろば実施日数（日）	97	75	65	109	130

ア 現 状

(ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て支援センターが開設している「ひろば」は、妊娠や0歳から就学前の子どもと保護者が利用できる広場（毎週月、火、木、金曜日と月1回土曜日実施）を中心に、子どもの年齢や目的に応じて様々な形態で実施しています。出張ひろばについては、現在、郊外地1か所（東めむろ）、市街地2か所（発達支援センター、保健福祉センター）で実施しており、今後も利用者のニーズを踏まえ場所や頻度の検討を行いながら、事業を継続します。

また、子育て支援センターは乳幼児期の親同士がつながる貴重な場であり、親同士のネットワークは、子育ての大変な時期を支え合う重要なサポート資源となります。今後も保護者同士を「つなぐ」機会を創出することを継続し、親同士で支え合う環境づくりをサポートします。

子育てをテーマとした「オンラインめむろ未来ミーティング」（令和4年10月子育て支援センターにて実施）では、子育て世代から、雨天時や冬期に親子で遊べる屋内施設の整備を求める声が聞かれました。令和6年3月、芽室町総合体育館内に「キッズスペース」ができ、曜日、季節、天候等に左右されず、年間を通して親子で過ごす場所ができたことで、子どもの遊び場の確保だけでなく、育児負担軽減にも繋がり、更には新たな出会いの場として機能しています。今後も、保護者の求める声に耳を傾け、子育て支援の充実を図ります。

(イ) 子育て等に関する相談、援助の実施

来所、電話による相談対応を行っています。相談内容は多岐にわたり、専門的な見地からの助言・指導が必要となることが多いことから、定期的に専門職（保健師、管理栄養士、助産師）が「ひろば」に従事するなどの体制を取っており、今後も速やかに必要な相談先につながる「気づき」となる体制を維持します。

(ウ) 地域の子育て関連情報の提供

子育て支援センターは子育て情報の中核的な発信拠点として、地域の保育・教育施設や相談機関、各種制度、行政サービス等の情報提供を行っています。また、子育て世代がスマートフォンから情報を入手することが多いことから、手元で操作できる機能として、町のLINE公式アカウントや、母子健康手帳のアプリ版を活用し、子育てに関する情報を集約し発信していきます。今後も、子育て世代の求めているものを探り、使いやすい、分かりやすい情報を発信できるよう努めています。

(エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

母親の体のケアやリフレッシュ、父親と子のリラックスタイム、親子の体験・交流を目的とした講座を年8回（令和5年度実績）開催しています。今後も、利用者からのニーズを踏まえ内容や頻度の見直しを行いながら事業を継続していきます。

(オ) 運営の安定と継続のための職員体制

子育て支援センターの職員は全員保育士の資格を有しています。相談内容は多岐にわたることから、職員には子育てに関する幅広い知識や相談スキルが求められます。また、より充実した子育て支援環境を構築するためには、関係機関や他職種、地域の支援者との協働も不可欠であることから、職員には高いコミュニケーションスキルが求められます。研修等により職員の資質向上を図ることはもとより、質の高いサービスを展開するために必要な職員体制を維持します。

(力) 玩具の貸出

利用者の方から、玩具購入で悩む相談を頂いたことがきっかけとなり、令和6年5月より玩具の貸出を開始しました。こどもの成長につながるもの（手・指を使うもの、自分で操作するもの、大人とのやり取りが生まれるもの、何度も繰り返し楽しめるもの）や、家庭で購入する際の候補となるようなものを選定し、「まずは触れて遊ばせてみる経験」を提供するため、玩具貸出コーナーを設置しました。その場で親子が一緒に遊びながらこどもが気に入ったものを家庭に持ち帰り、返却時に別の玩具を借りるなど、好評を得ています。今後も、利用者からの要望などを取り入れて段階的に個数を増やし、普段「ひろば」を利用しない方を含め、より多くの方に利用していただけるよう継続していきます。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
		R5	R7	R8	R9	R10
推計利用数 (人)	7,238	6,942	6,526	6,504	6,416	6,351

- ニーズ調査による利用したことがある地域子育て支援拠点事業等では、「地域子育て拠点事業」が 64.7%、「ファミリーサポートセンター」が 12.2%、うち「ほかの市町村」が 10.9%となっています。
- ニーズ調査による「地域子育て支援拠点事業の利用意向」は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 61.8%で最も多く、次いで、「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」が 16.5%「利用していないが、今後利用したい」が 9.6%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

ニーズ調査による利用したことがある割合は 65.1%と高く、今後もより一層親子に寄り添う環境づくりの場として、事業の P R ・ 充実、設備の整備など、保護者ニーズに沿った施設となるよう検証します。

(11)－1 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)(児童福祉法第6条の3第7項)

保護者の短時間労働や傷病等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

ア 現 状

町内では、芽室幼稚園と北明やまと幼稚園が平日降園以降及び土曜日・長期休園日に事業を実施しています。

	現 状	推 計 (単位：人)					
		R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数（人）	4,240	4,077	4,273	4,142	4,033	3,870	

※各年度の3～5歳の推計児童数を基に算出しているため、令和8年度のみ増加する結果となりました。

■利用料

- 保育施設により異なります。
- 同一世帯の複数のこどもが利用する場合は、2人目以降半額になります。
- 保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受けた場合は、預かり保育が無償化の対象となります（上限：450円/日、月11,300円/月）。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

長期休業期間中の利用（幼稚園利用者のみ）については、「利用する必要がない」が30.8%で最も多く、「期間中、ほぼ毎日利用したい」が27.5%、「期間中、週に数日利用したい」26.4%と、利用したいと回答した割合が半数を超えていました。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- 令和5年度の利用は4,240人でしたが、その後は出生数減少とともに緩やかに減少する見込みです。
- 今後も利用を希望される保護者ニーズが見込まれることから、受入れ体制の確保について事業者と協議、調整します。

(11)-2 一時預かり事業(一般型)

ア 現 状

めむろかしわ保育園が、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで事業を実施しています。

一時預かり事業	R1	R2	R3	R4	R5
利用数（単位：人）	93	63	9	5	26

	現 状	推 計（単位：人）				
		R5	R7	R8	R9	R10
推計利用数	26	93	92	93	93	92

※令和6年度の上半期の延利用数が32人と増加傾向であることから、実績値に各年度の1～2歳児の保育施設等未利用児童数×年1回分の利用数値を推計値としました。

■利用料

- ・1人1時間当たり500円とし、1日当たり3,000円を上限とします。
- ・同一世帯の複数のこどもが利用する場合は、2人目以降半額になります。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・一時預かり事業（一般型）の令和元年度からの実績値では、保育施設等利用者の需要増加とコロナ禍の影響により大幅に減少しました。
- ・ニーズ調査では、一時預かり等の利用について「利用していない」が82.1%と全体の大半を占めましたが、利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が70.3%となっています。
- ・今後の利用意向に関しては、「利用したい」37.5%、「利用する必要はない」55.9%となっています。
- ・「利用したい」理由としては、「私用（買い物・親の習い事等）やリフレッシュ目的」72.5%、次いで「冠婚葬祭・学校行事等」57.8%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

- ・利用時間や利用料の改定など、利用環境向上については利用状況などを鑑み、必要に応じて事業者と協議を行います。
- ・町広報誌の掲載やチラシ折込により、制度や利用方法の更なる周知に努めます。
- ・令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度（仮称）」を見据え、受入体制について事業者と協議を行います。

(12) 病児・病後児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項)

病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に看護・保育する事業です。

ア 現 状

- 平成16年2月から、めむろてつなん保育所内で病後児保育室「おひさま」を開設しています。

病後児保育事業	R1	R2	R3	R4	R5
利用数（単位：人）	67	38	145	182	111

- 平成30年4月から、病気や怪我の急性期における病児保育を求める声に対応するため、町外の病児保育施設を利用した保護者に対し、病児保育利用助成事業を実施しています。

病児保育利用助成事業	R1	R2	R3	R4	R5
利用数（単位：件）	4	0	1	0	0

病後児保育事業の年度別推計利用数と受入確保数

現 状	推 計（単位：人）					
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数(病後児)	111	104	105	104	102	100

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ニーズ調査では、定期的に保育所等を利用している人のうち、82.0%の世帯が病気やケガで保育所等を欠席させています。その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が44.2%と最も多く、次いで「父親が休んだ」が23.8%、「親族・知人にみてもらった」が18.5%となっています。なお、病児・病後児保育を利用した割合は2.0%でした。
- 病児・病後児保育事業の利用については、「利用したいと思わない」が52.4%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が30.6%となっています。
- 「利用したいと思わない」と回答した方の理由では、「親が休んで対応する」41.2%、「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」28.8%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

病後児保育の継続実施のほか、病児保育利用助成事業の助成額について、半額助成から全額助成に拡大し、仕事と子育ての両立支援を強化します。

(13) ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

(児童福祉法第6条の3第14項)

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）を対象とした会員組織で、会員の相互協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援する事業です。

ア 現 状

子育て相互援助を支援する「芽室町ファミリーサポートセンター」の運営を行い、地域で気軽にこどもを預かってもらえる環境づくりを行っています。活動実績や会員状況は次のとおりであり、依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、基準に従って報酬を支払っています。

	R1	R2	R3	R4	R5
活動実績	292人	213人	200人	220人	214人

■会員数 (人)

	R1	R2	R3	R4	R5
依頼会員	105	95	82	86	93
援助会員	74	73	66	62	60
両方会員	33	32	32	33	31
合 計	212	200	180	181	184

■利用料

- 複数のきょうだいを預ける場合は、2人目以降半額になります。

曜 日 等	1人	2人(きょうだい利用)
月曜日～金曜日	600円／時間	900円／時間
土曜日・日曜日・祝日	700円／時間	1,050円／時間

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位 : 人)				
		R5	R7	R8	R9	R10
推計利用数		214	206	202	199	194
						195

- 定期的に利用したい教育・保育事業として、幼稚園・保育所を除くと、小規模な保育施設が 6.6%、ファミリーサポートセンターが 5.5% となっています。
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用は、「利用していない」が 82.1%で多数を占めました。
- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の年間利用日数では、「ファミリーサポートセンター」を利用した回答者（10人）のうち、「1 日～5 日」50.0%（5 人）、「6 日～10 日」20.0%（2 人）、「21 日以上」20.0%（2 人）となっています。

ウ 実施計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

- 育児負担の軽減を目的として実施している「ファミリーサポートセンター」は今後も継続し、地域で気軽にこどもを預かってもらえる環境を保障します。
- 妊婦相談や乳幼児訪問などで制度を周知し、利用促進を図ります。また、会員向け講習会を開催し、資質向上に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業(児童福祉法第6条の3第19項)(新設)

家事・子育てに対して不安や負担を抱える保護者、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐこと、児童の権利を守ることを目的とする事業であり、令和6年4月1日から地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

ア 現 状

本町では、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、育児不安等に対する相談支援が必要な家庭を定期的に訪問しています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計訪問数	72	70	67	66	64	63

- 定期的に訪問支援している世帯を令和5年度の現状数値としています。
- 子育てに関する不安や負担は、「やや不安や負担を感じる」が47.8%と最も多く、「とても不安や負担を感じる」の7.4%をあわせた「不安を感じる」が55.2%となっています。
- きょうだいによる子どものお世話等について、「よくしている」31.1%、「ときどきしている」36.7%となっています。
- きょうだいによる子どものお世話等を「よくしている」、「ときどきしている」と回答した方に、それによりきょうだいにどのような影響があるか調査したところ、「協力的になった」、「特に影響がない」等が98.6%に対し、「学業に支障が出ている」0.7%（1人）という結果となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

教育委員会や学校、保育所等の関係部局と連携し、養育環境に課題のある児童や特定妊婦等の把握に努め、必要に応じてサービスの利用を促すことにより、生活環境の改善を目指します。

(15) 児童育成支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第20項)(新設)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的とする事業であり、令和6年4月1日から地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

ア 現 状

本町では、平成30年度に子どもの居場所として、「風の子めむろ」を開設し、小学生から18歳までの児童・生徒やその家族に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、学習支援や食事の提供、保護者への相談支援等を行っています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

子育てに関する不安や負担は、「やや不安や負担を感じる」が47.8%と最も多く、「とても不安や負担を感じる」の7.4%をあわせた「不安を感じる」が55.2%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

児童の居場所づくりの支援について、現在の取組を維持するとともに、国・道などの動向を注視し、必要に応じて事業の検証をします。

(16) 親子関係形成支援事業(児童福祉法第6条の3第21項)(新設)

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業であり、令和6年4月1日から地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

ア 現 状

乳幼児健診や乳児全戸訪問事業、学校等関係機関からの情報提供により、支援が必要と認められる児童及び保護者に対して、発達支援センター等の関係機関と連携し、必要に応じて個別に相談・支援を行っています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

なし

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

現状の体制を継続していきます。

(17) 産後ケア事業(母子保健法第17条の2第1項)(新設)

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促進し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業です。

母子保健法の改正及び国の少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、令和6年度末までの全国展開を目指すとされたことにより、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化する目的で、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられました。

ア 現 状

平成29年度に産後の初期段階での母子への支援を強化するため、産後ケア（訪問型）を開始し、平成31年4月からは町で助産師を雇用し、デイサービス型を開始するとともに、対象及び利用回数を拡充しました。

また、産前産後相談室を開設し、妊娠前から産後の様々な悩みに対する対応等支援の充実を図っています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計（単位：人）				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数	170	150	148	150	150	150

- 子育て環境についてでは、「まあまあ子育てしやすい」61.0%が最も多く、次いで「とても子育てしやすいと思う」30.5%をあわせた「子育てしやすいと思う」が91.5%となっています。
- 令和5年度まちづくりに関する住民意識調査においても、「芽室町は安心して子育てできる環境であると思いますか」の問い合わせに対し、「思う」、「どちらかというと思う」と回答した割合が86.4%となっており、北海道における調査（町村60.9%）を大きく上回っています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

産後は、ライフスタイルやパートナーとの関係性が変化することでストレスを感じやすくなる時期になります。産後の身体の回復とこころの安定を促進するとともに、セルフケア能力や母子の愛着形成を促し、自宅での育児がスムーズにできるよう支援を継続していきます。また、利用者がニーズに応じたサービスを選択できるよう宿泊型の実施や、仲間づくりを目的としたデイサービス型の小集団利用についても検討していきます。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度(仮称))(子ども・子育て支援法)(新設)

国の「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据えた試行的事業（モデル事業）が令和5年12月から始まりました。

対象となる子どもは保育の必要性（就労要件等）を問わず保育施設等に通っていない生後6か月～満3歳未満の児童であり、月10時間を上限に、1時間300円程度の利用料で利用できるとされており、令和8年度の実施を見据えた量の見込みを算出しました。

なお、令和8年度～9年度は、月3時間以上であって内閣府令で定める範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けることとされています。

ア 現 状

育児休業からの早期復職を希望される世帯が多く、低年齢児の保育需要の高まりにより、本町の各保育施設では保育士不足が課題となっています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数	-	-	192	192	384	384

- ・ 保育所等に通所していない全ての0歳6か月～2歳の未就園児（80人）のうち、一時預かり事業の利用状況を鑑み、全体（80人）の20%の16人を想定し、月2日（5時間×2日）の利用で、推計利用数を算出しました。なお、経過措置期間中は（3時間×1日）で算出しています。
- ・ 1日に換算すると令和8年度～9年度の経過措置期間は3時間×0.65人、令和10年度以降は5時間×1.3人となりました。
- ・ 就労の有無にかかわらず保育所を利用したい割合は、「利用したい」94.1%、「利用したくない」5.9%となっています。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

令和8年度の実施に向けて、受入体制整備について関係機関と協議していきます。

(19)妊婦等包括相談支援事業(子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法)(新設)

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）と併せて、妊婦等に対する相談支援事業（児童福祉法）を実施し、妊婦期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。また、母子保健法の事業（利用者支援事業、産後ケア事業等）との連携確保について定めるとともに、令和7年4月から子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられています。

ア 現 状

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、国の制度に基づき、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。

イ ニーズ調査・住民アンケート等の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
推計利用数（人）	193	184	186	186	186	186

- ・ 子育てに関する不安や負担は、「やや不安や負担を感じる」が47.8%と最も多く、「とても不安や負担を感じる」の7.4%をあわせた「不安を感じる」が55.2%となっています。
- ・ 子育てに関する相談相手の有無については、「いる」が52.2%、「いない」が47.8%と、子育て世帯で相談する人がいない割合が半数近く存在することがわかりました。

ウ 実施計画（令和7年度～令和11年度）

本町では、国の制度に基づき令和5年2月より妊娠の届出をした妊婦に5万円を、出産後に5万円（出産・子育て応援交付金）を支給していますが、給付を行うに当たっては、本事業を効果的に組み合わせ、相談支援の強化を図ります。

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

（1）認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所から小学校への移行は、幼少期に迎える最も大きなライフステージの節目です。クラス規模、日課、午睡の有無など、これまで慣れ親しんできた過ごし方から、新しい日常への適応を求められています。

そのため、本町においては、教育委員会、子育て支援課、幼稚園・保育所、小学校、発達支援センター、児童クラブ・児童館それぞれの職員が一同に会する「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」を年2回（10月、3月）実施し、幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行を目指します。発達に支援を要する児童については、地域コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画の引継ぎを通して、一貫性と継続性のある切れ目のない支援体制を推進します。

また、本町においては、小学校入学に不安を抱える保護者に対して、幼稚園・保育所の職員と地域コーディネーターが連携し、丁寧な教育相談を進めます。学校見学を積極的に進め、子どもや保護者と小学校の先生とのつなぎを行います。こどもが入学する学校を実際に見たり、小学校の先生に直接説明を受けたりすることで解消される不安軽減を目指します。さらに、学校種や学級（通常学級・特別支援学級）の選択に悩まされる保護者に対しては、保護者を含めたケース会議を開催し、詳細な情報提供を行います。

（2）幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上

本町では、町と民間の幼稚園教諭・保育士がともに研修する機会として「芽室町保育士合同研修会」、「発達支援センター学習会」を実施しており、官民間わず町内保育施設や学校に広く周知し、情報の提供を含め人材育成に努めています。

幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を常に目指し、多様な研修に計画的に参加するなかで、保育能力の向上に努めることはもとより、自らが日常の業務について振り返り、自己評価をする仕組みを確立していくことが重要です。幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。また、保育施設は質の高い幼児教育・保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの幼稚園教諭・保育士についての資質向上及び専門性の向上を図るよう引き続き努めます。

第4章 利用者支援事業(基本型・こども家庭センター型)

1 利用者支援事業(基本型)

利用者支援事業とは、「子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業」（令和 6 年 4 月 1 日適用「利用者支援事業実施要綱」より引用）です。教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する支援を行う「基本型」は、平成 29 年 4 月に事業開始以前からこの機能を担ってきた子育て支援センターにおいて開始しました。

表 2－1 子育て支援センター相談件数

	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	1,044	816	569	625	659

2 利用者支援事業(こども家庭センター型)

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対する一体的な支援体制の中心として、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成やプランに基づく支援等を行うことにより、子どもの健やかな成長を支えていく役割を有しています。妊産婦や子育て世帯等に対する一体的な支援を行うことを目的として、支援の充実を図っていきます。

(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から子育て期の支援については、利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるようマネジメントを行う必要があります。伴走型相談支援事業、産後ケア事業、産前産後ヘルパー派遣事業、従来の乳幼児健康診査に加え、1か月児健診や産婦健診への支援を開始し、関係機関との連携を通じて妊産婦や子育て家庭の実情を継続的に把握するなかで、必要な支援体制を強化します。虐待やハイリスク家庭の増加への対策として、支援はリスクの有無に関わらず、予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを基本とします。

表 2－2 産後 1 か月時点での産後うつのハイリスク者の割合(EPDS9 点以上)

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
産後うつハイリスク者の割合	7.5%	4.0%	8.8%	6.1%	3.3%	減少

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2－3 産後ケア事業利用率

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
産後ケア利用率	35.5%	38.4%	32.4%	57.6%	51.1%	増加

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2－4 妊婦の喫煙率

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
妊娠の喫煙率	4.4%	1.0%	0.0%	5.0%	1.2%	0%

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2－5 産前産後ヘルパー派遣事業利用件数

	R1	R2	R3	R4	R5
延利用人数	－	14	81	41	118
登録者数	－	8	9	14	52

※R2 年度から事業開始

(2) 全てのこどもとその家族への支援

全てのこども・家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させが必要とされています。虐待リスクの高まりは、自己主張ができるようになる1歳～3歳頃より発生しており、乳幼児期の主な虐待内容は、しつけに関する身体的虐待が多い状況です。親の不適切な関わりは、こどもの愛着形成や自己肯定感の低下に影響します。こども大綱では、こどもの誕生から幼児期までは、人生のスタートを切るための最も重要な時期とされ、こどもが愛着を土台とし、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組むことと示されています。保護者が、子育ての喜びや楽しさを感じながらゆとりを持って子育てができるよう、傾聴・共感的理解をケースワークの基本とし、発達段階に応じたこどもへの関わり方など親支援の充実を図るとともに、こどもの生活が守られ、ライフステージに応じたこころの成長の一助となるような取組（自己肯定感を育む支援事業）を推進していきます。また、本町における3歳児の肥満率が高い状況から、乳幼児期の保護者への生活習慣病予防に対する意識づけや啓発等による一次予防に注力していきます。

表2-6 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
4か月児健診	90.9%	98.6%	97.7%	100%	96.9%	95.0%
1歳9か月児健診	84.3%	78.4%	88.8%	87.9%	88.5%	85.0%
3歳6か月児健診	67.7%	75.5%	68.8%	76.1%	79.4%	70.0%

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2-7 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
対処できる親の割合	93.5%	97.2%	96.6%	87.7%	84.1%	90.0%

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2-8 ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間のある保護者割合

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
4か月児健診	85.5%	90.4%	87.6%	90.3%	87.6%	92.0%
1歳9か月児健診	80.4%	80.9%	80.2%	74.8%	81.7%	85.0%
3歳6か月児健診	70.3%	71.7%	75.2%	71.9%	74.2%	75.0%

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2-9 自己肯定感が高い子どもの割合 (R6年度～)

	説明	R11 (目標値)
「生活に満足している」と思う子どもの割合	あかちゃんふれ	70.0%
「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合	あい体験事業時	70.0%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子どもの割合	アンケート (中学3年生)	90.0%

※「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

表2-10 むし歯のない3歳児の割合

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
むし歯のない3歳児の割合	85.3%	85.0%	85.7%	92.5%	93.2%	95.0%

※成育医療等基本方針に基づく成果指標

表2-11 3歳児の肥満率（平成27年度乳幼児栄養調査による肥満率の全国値は3.0%）

	R1	R2	R3	R4	R5	R11 (目標値)
3歳児の肥満率	7.8%	7.4%	4.0%	5.0%	9.2%	減少

※町独自指標

（3）サポートプランの作成と計画的な支援の実施

母子健康手帳交付時に全妊婦に対しサポートプランを作成し、後期妊婦相談や新生児訪問で評価を行っています。また、サポートプランは他にも特定妊婦や要支援児童等を対象に作成するものとし、支援の必要性が高い家庭を把握した場合は、合同ケース会議を開催し、支援方針の検討を行い、サポートプランの作成・更新を行っています。プランは、妊娠婦や保護者自身の自己肯定感と問題対応能力を高めることや、「強み」を生かす支援ツールの一つであり、可能な限り支援対象者と「協働・共有」することを前提とし、支援対象者が課題と支援内容を理解し円滑に支援を受けることができるよう取組を継続していきます。

表2-12 計画作成件数

	R1	R2	R3	R4	R5
支援プラン作成件数	96	100	95	114	93
養育支援プラン作成件数	2	30	9	16	20

※令和6年度から、こども家庭センターの設置に伴いサポートプランに名称を変更しています。

（4）安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくり

既存の社会資源を活用するだけではなく、地域の子育て資源の育成、地域課題の把握と分析、必要な子育て資源開発に努めています。

また、希望する誰もが子どもを持つことができるよう、不妊治療費助成事業等を継続するとともに、子ども・子育てに寛容で理解ある地域社会に向けた啓発を行います。

（5）児童虐待防止への取組の推進

児童福祉機能の役割として、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。また、児童虐待は、家庭内で生じ、被害を受ける子どもは自ら声をあげにくいという特性があり、発見時には既に重篤な状態に至っていることもあります。虐待はその後の子どもの心身の健康問題だけではなく、世代間連鎖を起こすこともあり、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取組を推進していきます。

ア 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等の機会に、リスクアセスメントシートやアンケートを活用することにより、虐待の早期発見・未然防止に努めています。特に支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業の実施や、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会における支援を継続していきます。また、最近では、ヤングケアラーに対する啓発が広く取りざたされるようになりました。本町では、令和5年度に小中学生に対しヤングケアラーに関するアンケート調査を行い、ヤングケアラーの発見・把握に努めています。今後も定期的なアンケート調査を実施するとともに、関係機関との連携、相談窓口等の周知を含めた啓発活動を推進していきます。

イ 要保護児童対策地域協議会の推進

要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催を通して、児童虐待の防止、早期発見及び早期の適切な対応をすることで、児童福祉の向上に努めます。また、要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園・保育所などの関係機関との連携体制を継続していきます。

3 多機関連携と相談支援体制

地域の課題を解決するためには、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することが必要であることから、本町では定期的に町内の子育て支援団体との情報交換を行い、課題を共有してきました。今後も積極的に情報交換を行い、町民の活力を生かした、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

また、ライフステージを通じた属性によらない一貫性と継続性ある相談支援体制（全世代型地域包括ケアシステム）、「制度のはざま」といわれる課題や「世帯支援」、「属性間のつなぎ」の仕組みとして、重層的なセーフティーネット（重層的相談支援体制）が求められており、本町に適した体制構築に向け、取り組みます。

第5章 芽室町放課後子どもプラン

1 プラン策定の背景及び位置付け

近年、少子化や核家族化の急速な進行、女性の就労の増加や家族形態の多様化等に伴い、こどもを取り巻く環境は大きく変化しており、地域のつながりの希薄化、こどもの遊び場の減少等も社会問題となっています。

こうした中で、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっています。

国は、放課後等のこどもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策を推進するため、平成19年4月に「放課後子どもプラン」を創設しました。

また、共働き家庭等の「小1の壁」（こどもの小学校入学に当たり放課後児童クラブの定員や開所時間の関係上、保護者が働き方を見直さなければならない状況となること）を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定し、放課後児童対策を推し進めてきました。

このような背景を踏まえ、本町では平成25年3月に「芽室町放課後子どもプラン」を策定、施設の老朽化が進んでいた児童クラブを再編し、芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンター」、芽室小学校区の「めむろ子どもセンター」を開設、また、芽室南小学校区には新たに「みなみっ子児童館」を開設し、施設整備の充実を図るとともに、民間学童クラブの運営に対する支援を行ってきました。

さらに国は、令和4年度末に「新・放課後子ども総合プラン」が終了するにあたり、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、放課後児童対策の一層の強化を図るべく本パッケージを活用し、都道府県・市町村と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後の実現を推進することとしました。

これを受け、本町においても今後は、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、次代を担うこどもたちの健やかな心身の成長を促すための放課後施策を総合的・計画的に推進する市町村の行動計画とともに、「第5期芽室町総合計画」（平成31年度～令和8年度）に基づき策定する「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」に包括する形で「芽室町放課後子どもプラン」を策定するものとします。

2 プランが目指すもの

こどもたちの成長発達段階において学齢期の期間は長く、また心身ともに著しく成長する時期に当たります。

社会情勢が変化する中、放課後等にこどもたちが安心して過ごせる居場所、遊び場づくりが必要となっています。こうした居場所での異世代交流や集団活動の中で、こどもたちがル

ールやマナーを身につけると同時に、遊びや各種活動を通して体力や創造力の向上が期待されます。

本プランは、地域や学校、保護者等が連携協力し、こどもたちの安全・安心な居場所を確保し、全てのこどもが様々なことを経験することができ、こどもたちがその力を最大限に伸ばし、より深くより人間性豊かに育つことを目指すものです。

また、様々な家庭環境や発達に支援を要するこどもを早期に発見できる体制や知識の普及などから、一人ひとりのこどもたちがのびのびと成長することを目指します。

3 プランの概要

このプランは、全ての児童の安全・安心な居場所としての機能を有する児童館（児童厚生施設）の取組を柱とし、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び、本町における放課後等の児童の居場所事業と、地域にある様々な資源を幅広く活用し、放課後児童対策の現状と今後を示すものとします。

4 町内小学校の現状と将来推計

町内には、市街地に2校、農村部に2校の計4校の小学校があります。小学校の児童数の現状及び将来推計は以下のとおりです。（※R6は実績、R7以降は教育推進課が把握している住民基本台帳からの推計）

（単位：人）

芽室小	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	81	93	79	78	76	73
2年	81	81	93	79	78	76
3年	92	81	81	93	79	78
4年	93	92	81	81	93	79
5年	88	93	92	81	81	93
6年	107	88	93	92	81	81
計	542	528	519	504	488	480

(単位：人)

芽室西小	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	46	47	37	41	42	47
2年	47	46	47	37	41	42
3年	46	47	46	47	37	41
4年	43	46	47	46	47	37
5年	56	43	46	47	46	47
6年	46	56	43	46	47	46
計	284	285	266	264	260	260

(単位：人)

上美生小	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	4	8	1	1	2	3
2年	3	4	8	1	1	2
3年	5	3	4	8	1	1
4年	4	5	3	4	8	1
5年	5	4	5	3	4	8
6年	6	5	4	5	3	4
計	27	29	25	22	19	19

(単位：人)

芽室南小	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	8	4	6	7	11	6
2年	15	8	4	6	7	11
3年	9	15	8	4	6	7
4年	12	9	15	8	4	6
5年	14	12	9	15	8	4
6年	11	14	12	9	15	8
計	69	62	54	49	51	42

5 児童厚生施設(児童館)事業の現状と今後の取組

児童館は児童福祉法及びこども基本法に定める児童厚生施設であり、概ね7～18歳の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、児童の健全育成を図ることを目的とする事業で、全児童の放課後の居場所として実施しています。

また、その他、放課後の居場所事業や、地域団体による居場所活動が行われています。

(1)児童館の現状

こどもの居場所の拠点施設となる児童館については、平成24年度、芽室西小学校区に「めむろ西子どもセンターみらい児童館」、平成28年度、芽室小学校区に「めむろ子どもセンターあいりす児童館」、平成30年度、芽室南小学校区に「みなみっ子児童館」をそれぞれ開設し、放課後児童クラブと合わせて放課後の居場所づくりに努めており、定員を大幅に超える登録者数ではありますが、毎日の利用者数は定員内となっています。

現在、本町の児童館は放課後から午後7時までの利用を可能としています。放課後児童クラブ同様、児童の健全な成長発達を最優先とし、多様な保護者ニーズへの対応による子育て支援と、児童の成長発達の両立を目指すことが求められています。

(単位：人)

児童館名	定 員	登録者数				
		R2	R3	R4	R5	R6
みらい児童館	70	87	118	126	100	154
あいりす児童館	70	289	305	220	236	228
みなみっ子児童館	50	95	75	71	74	72

※通年で随時登録者があるため各年度3月31日現在とし、R6のみ12月1日現在

(2)児童館の今後の取組

芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンターみらい児童館」、芽室小学校区の「めむろ子どもセンターあいりす児童館」、芽室南小学校区の「みなみっ子児童館」それぞれ、現状の定員を維持し継続します。3施設ともに建設時において将来の児童数推計を踏まえ施設規模を決定しており、今後の児童数推計は減少傾向にあるものの、児童館登録児童数は大幅な減少は想定されないことから、それぞれの施設の定員は、現行の体制を維持します。

放課後児童クラブ利用者が、高学年になっても引き続き児童館を利用できるように、育児支援を目的に、放課後児童クラブ同様開所時間の延長を行ってきました。職員確保の難しさなど、安定的な運営体制について引き続き検証し、必要な対応を講じます。

(3)地域における子育て支援の拠点としての取組

こども大綱における「こども・若者育成支援推進法」に掲げる事項の中では、全てのこども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現を目指すとされ、「児童館ガイドライン」（令和7年4月1日改正予定）においても、子どもの権利や意見を尊重した活動の実施が求められています。本町の児童館では、親の就労にかかわらず、全ての児童を対象に、職員が子どもの遊びや生活に密着した活動を通じて一人ひとりの成長を支援するとともに、遊びの援助だけでなく、ルールや遊具の使い方等について子どもの意見を述べる場、子ども自身が表現・発表することができる場、困難に直面した時には支援を求めたりすることができる、子育て支援の拠点としての居場所を提供しています。

(4)放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取組

児童館のほか、放課後の居場所として、町が実施する事業及び地域活動団体がその地区や全町の児童を対象として事業を実施しています。児童の安全・安心な居場所としての選択肢が広がることでより一層の充実が図れることから、事業の連携や情報共有を継続します。また、新たな地区組織等がその目的を同じくする活動は情報共有・連携を深め、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。

ア 風の子めむろ(子どもの居場所づくり推進事業)

平成30年1月から開始した子どもの居場所づくり推進事業「風の子めむろ」は、放課後の第3の居場所として委託により実施しています。

イ 地域活動団体「ひばりわくわく広場実行委員会」への支援

市街地には全町の児童を対象とした地域団体として「ひばりわくわく広場実行委員会」が組織され、放課後の遊び場が提供されており、町が運営費の補助を行い児童の放課後の居場所づくりの活動を支援しており、今後も継続します。

6 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の現状と将来推計、今後の取組

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法に定める保護者が就労等の理由で家庭に不在となる等、適切な保護・育成を受けることのできない児童に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して一定時間保育し、集団的個別的な指導を行い、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る目的で実施する事業です。

(1)放課後児童クラブの現状

本町では、町が主体となって、芽室西小学校区に「めむろ西子どもセンターみらい児童クラブ」、芽室小学校区に「めむろ子どもセンターあいりす児童クラブ」を設置し、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童を対象に放課後の居場所づくりとして安全・安心な遊びと生活の場を提供し、子育て家庭を支えるとともに、児童の心身の成長発達を促す役割を担っています。

開所日は、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除く平日で、幅広い保護者のニーズに対応するため、平成27年度からは開所時間をこれまでの下校時（学校休業日は午前8時）から午後6時までを1時間延長し、午後7時までとしています。

また、令和5年度からは、芽室幼稚園を運営する法人が、市街地に新たな放課後児童クラブ（アンジャリ）を開所したことにより、上美生学童クラブを含め、町内の放課後児童クラブは4拠点、8支援単位となりました。

(2)入所児童数の推移

全国的に少子化が進む中で、本町の児童数も減少傾向となっています。児童クラブの入所児童数については、子育てと仕事を両立する家庭の増加に伴い、平成30年度、令和元年度は増加しましたが、令和2年度からは児童数の減少数がそれを上回り、再び減少傾向となっています。

(各年度3月31日現在 (R6のみ4月1日)) (単位：人)

放課後児童クラブ名	定 員	登録者数				
		R2	R3	R4	R5	R6
みらい児童クラブ	70	85	82	77	71	65
あいりす児童クラブ	140	169	151	156	156	130
放課後児童クラブアンジャリ	45	-	-	-	16	24
上美生学童クラブ	20	19	18	11	13	13
計	275	275	251	248	256	232

※アンジャリ及び上美生学童クラブは4～6年生を含む

(3)ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計

未就学児の保護者に対するニーズ調査によると、将来放課後を児童クラブで過ごさせたいという希望では、低学年は 64.6%で最も多く、高学年では 22.8%で、自宅、習い事、少年団に次いで 4 番目となっています。週間の利用希望日数では、低学年は「5 日」が 55.4%で最も多く、次いで「6 日」が 12.3%であり、高学年は「5 日」が 45.3%で最も多く、次いで「6 日」が 13.7%となっています。終了時刻の希望については、低学年は「18 時」が 51.1%で最も多く、「17 時」は 29.1%、「19 時」は 10.5%、高学年は「18 時」が 54.0%で最も多く、「17 時」は 33.2%、「19 時」は 10.7%、19 時を過ぎての希望は低学年、高学年ともに 0 %でした。

放課後児童クラブ年度別推計利用数

	現状	推 計 (単位：人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
① 推計利用数	256	261	245	242	236	246
1 年生	97	107	86	93	96	99
2 年生	78	73	80	64	70	72
3 年生	76	74	70	76	61	66
4 ~ 6 年生	5	7	9	9	9	9
② 受入確保数	275	275	275	275	275	275
過不足 (②-①)	19	14	30	33	39	29

(4)民営による放課後児童クラブ

上美生小学校区では平成21年度から、保護者を中心とする運営委員会により「上美生学童クラブ」が開設されており、小学校 1 年生から 6 年生までを対象に地域に根差した運営が行われています。

また、令和 5 年度から学校法人十勝立正学園による「放課後児童クラブアンジャリ」が開設され、小学校 1 年生から 6 年生までを対象に学校区を問わず多様なニーズに対応した運営が行われています。

町はこれらの放課後児童対策に対し運営費の補助を行い、児童の放課後の居場所づくりの活動を支援しており、今後も継続します。

(5)放課後児童クラブの今後の取組

本町においては、児童数は減少するものの、支援単位を減少するほどの影響は見込めず現在の定数を維持します。また、今後も民間放課後児童クラブ、教育委員会及び学校関係者と連携・情報共有を継続します。

授業終了後に単に預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得及び発達段階に応じた主体的な遊びや生活のできる「遊びの場」、「生活の場」を提供することで、児童の自主性や社会性等のより一層の向上を図り、次代を担うこどもの育成を目指すとともに、職員確保の難しさなど、安定的な運営体制について、引き続き検証し、必要な対応を講じます。

(6)職員の配置・質の確保

国の定める「放課後児童クラブ運営指針」等に基づき、適正な職員配置に努めます。また、支援員については、適切な遊びや生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細やかな配慮と適切な判断力ができるよう、各種研修等への参加を積極的に促します。

(7)開所時間の延長に係る取組

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるように、育児支援を目的に開所時間の延長を行ってきました。職員確保の難しさを抱えながらも現在の開所時間維持に努めます。

(8)利用者等への事業内容周知と声の反映

放課後児童クラブ、関係機関及び保護者等が一層連携を深め、児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるよう、保護者を対象とした説明会の開催や保護者への定期的なお便りの発信、ホームページ等の活用を推進するとともに、事業内容、各クラブの概要、活動内容等について、情報の積極的な公開に努めます。

また、子どもセンターを利用する児童に対し、遊びに関するアンケートを実施するなど、こどもの声の反映に努めています。

7 放課後子供教室事業の実施と発展的展開

次代を担う人材の育成や、こどもにとって望ましい「放課後」の実現のため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる児童の放課後環境の整備が求められています。このことから、現在、児童館及び放課後児童クラブにおいて実施している放課後子供教室事業を継続して実施するほか、実施に係る課題及び経費等を分析・検証し、時代に即した児童の放課後対策の展開を目指します。

(1)全児童対策の経過と今後の取組

これまで本町では、放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験や活動が可能な居場所として、18歳以下の児童を対象とする児童館を2か所の子どもセンター及び1か所の児童館で実施してきました。また、放課後児童クラブを2か所の子どもセンター、2か所の民間事業者が実施しています。今後も、国が策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後の居場所のさらなる充実と、全ての児童の参加促進が図られるよう、積極的に地域資源の活用を検討し、児童館と放課後児童クラブを一体的に運用及び、みなみっ子児童館における放課後子供教室事業を継続実施します。

本町の児童館は18歳以下の児童を対象としてはいるものの、教室数や遊具等の環境において、18歳以下の児童の恒常的な居場所にはなりえない実態ではありますが、後輩児童と関わるため、あるいは過去に利用していた懐かしさや、不安になった時の拠り所として、気軽に足を運べる場であることに変わりはなく、引き続き利用への周知をしていきます。

(2)児童館における放課後子供教室実施の具体的な方策

放課後子供教室事業においては、児童館と放課後児童クラブの全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを各担当者が連携して、企画・実施します。

またその充実を図るため、教育委員会生涯学習課の地域おこし協力隊が実施するスポーツ教室、同じく生涯学習課が所管するふるさと歴史館ねんりんの職員による出張工作教室や子ども体験遊びリンピックの開催、生涯学習課で実施する寺子屋めむろの教育活動指導助手によるサポートなど、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、児童の興味・関心やニーズ、地域資源を踏まえた多様なプログラムを実施します。低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、また、体験プログラムなどを通じて地域の多様な人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

(3) 放課後子供教室の基本的方針と具体的な方策

ア 放課後子供教室の基本的方針

放課後子供教室は、子育て支援課が実施主体である児童館において取り組む放課後子供教室事業として、親の就労や置かれている状況に関わらず放課後に全てのこどもが多様な体験・交流活動などを行うことができるよう環境整備を推進し、次代を担うこどもを育成します。

イ 放課後子供教室実施の具体的な方策

児童館が行う放課後子供教室として企画、実施します。

低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、体験プログラムなどを通じて地域の多世代の人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

ウ ボランティア等の人材確保

放課後子供教室は、地域と学校が連携・協働してこどもの育ちを支える観点から、関係機関及び、高齢者などの地域住民の参画促進を図るとともに、地域学校協働本部、住民団体やボランティアグループ、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参加も促進し、地域の活性化にもつなげます。

(4) 連携による事業の推進体制

放課後子供教室事業の推進に当たっては、放課後児童クラブの実施主体である子育て支援課と、国が示す放課後子供教室の所管である教育委員会生涯学習課及び教育推進課が定期的な情報共有と総合的な放課後対策について協議を行い、互いに連携しながら推進します。

8 特別な配慮が必要な児童への対応

(1) 療育の視点での取組

特別な配慮を必要とする児童の利用は年々増加しています。現在、児童館及び放課後児童クラブにおいては定期的に地域コーディネーターによる助言や指導を受け、発達支援センターに通所する児童等の集団生活における個別性に応じた配慮についての情報共有を行っており、今後も巡回訪問及び定期的な情報共有を継続します。

また、小学校及び保護者等との情報共有及び連携を隨時行い、児童の個別性に応じ一貫した対応を行うための取組を今後も継続し、配慮を要する児童の受け入れ体制の一層

の充実を図ります。

今後は更に発達支援のニーズが高まることが予測されることから、発達支援システムのより効果的な運用とその一役を担う機能の維持向上により、全ての児童がともに成長できるよう、より適切な配慮体制及び環境整備を行うことが必要となります。目安となる基準作りや、その児童を支援するために必要となる専門的知識を有する支援員の加配措置、支援員の研修等、行政・学校・家庭・専門機関が連携して適切に対応することで、対象児童が安心して過ごすことのできる環境づくりを推進していきます。

(2)虐待予防・早期発見の視点での取組

日々の生活態度や様子から知り得る情報は非常に重要で、学校と家庭の中間に位置する生活の場である放課後児童クラブ及び児童館であるからこそその気づきが期待されます。行政・学校・家庭・専門機関等が連携をさらに強め、情報と支援の連続性を進めることで、虐待を未然に防ぎまた、早期に発見し対処する取組に寄与します。

9 放課後の安全・安心な居場所の確保

「子どもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月閣議決定）では、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、自己肯定感を高め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に發揮して社会で活躍していくけるよう、「子どもまんなか」な居場所づくりが求められています。

しかし一方で、子どもたちを取り巻く諸環境の変化が子どもたちの放課後に大きな影響を与えています。共働き家庭の増加に伴う放課後児童の育成支援の必要性の高まりや、貧困問題、児童虐待の増加、学力問題等、児童期の子どもたち（小学生）を取り巻く今日的課題に対しての社会的な対応はますます求められています。

こうした観点から、子どもの育成や発達等を支える子育て支援においては、幼児期から思春期前期までの大きな成長・発達の時期を迎える児童期の子どもたちには固有の課題とその対策が必要となっており、今後もより一層、行政・学校・家庭・地域・専門機関等が連携し、子どもたちの健やかな成長を支える取組を推進します。

また、地球温暖化の影響による猛暑日の増加や異常気象などにより、安全性や高温対策、快適性に配慮した施設維持管理がこれまで以上に求められています。引き続き、安全性に配慮し、子どもたちや施設で働く職員がより快適に過ごすことができる環境整備を検討します。

第6章 芽室町発達支援システム

1 発達支援施策の背景

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、厚生労働省から障害児支援施策を移管しました。発達支援の基本方針の一つである「乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築」については、近年では障害児通所支援事業所及び入所施設の支援の質の向上や、医療的ケアが必要な子どもや様々な発達に課題のある子ども等に対する支援環境の整備が図られています。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、文部科学省や厚生労働省と連携し、教育や就労の各ステージをつなぐ切れ目のない支援の充実を図っています。

教育分野においては、特別支援を必要とする児童生徒の増加への対応や、障がいのある子どもと障がいの無い子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて関連施策の充実を図っています。

本町においては、発達支援を要する子どもの「育ち」に一貫性と継続性のある支援体制構築を目指す「芽室町発達支援システム」を平成21年度から開始し、「早期発見」「一貫性と継続性のある支援」「保護者支援」「特別支援教育」「就労への支援」の各領域において施策を展開しています。第5期芽室町総合計画（平成31年度～令和8年度）においては、相談・ケースワーク機能の更なる充実を図るため、関係機関間の連携や専門的な相談体制の中核を担う「地域コーディネーター」を教育委員会と児童福祉担当課に配置する複数配置を掲げ、令和2年度に実現しました。

これまで本町では、第1期芽室町発達支援計画（H20～24）において、「早期発見から幼児期・学齢期の支援」を優先課題として取り組み、第2期芽室町発達支援計画（H25～30）においては、「後期中等教育への相談支援から就労に向けた支援」について重点的に取り組みました。第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）においては、「学齢期の子どもの発達」を重点課題とし、不登校や貧困などの諸問題が顕在化する前にリスクを減らし、諸課題の発生の可能性を低くする保護要因を増やす取組として、必要な専門職の確保（地域コーディネーターの複数配置）や不登校支援の基準の作成、多様な問題の発生を予防する肯定的な学校風土づくり（小中学校全校への学校風土尺度の実施）などを行ってきました。また、令和4年度以降、町内に障がい児通所支援の事業所が2か所開設され、さらに課題であった重症心身障害児の通所支援については、新たな事業所の進出も期待される状況があり、地域で専門的な支援が受けられる体制が進んでいます。

2 計画が目指すもの

発達に支援を要する児童に対し、乳幼児から就労まで継続性・一貫性のある支援システム（発達支援システム）を推進し、こどもたちが自立して生き生きと安心して生活できる地域社会の実現を目指します。第3期計画においては、第2期と同様に「学齢期のこどもの発達」を重点課題とし、諸問題を顕在化させるためのリスクを減らす予防的な取組を継続し、個々の支援ニーズに応じた支援体制の構築を推進します。

3 事業計画

（1）早期発見

ア 現状と課題

発達支援の必要性が早期に発見され、早い時期に支援介入が始まるることは、当該児童の青年期にまで良い影響があると報告されています。そのため、児童福祉法や、発達障害者支援法においても早期発見を推奨しており、その中で市町村の責務が位置づけられています。

乳幼児期における健診は、母子保健法（第12条第1項）に基づき市町村による2回の実施が義務付けられおり、本町において現在は、4か月・10か月・1歳9か月・3歳6か月の4回実施しています。また1歳9か月と3歳6か月の間に、相談や心配な面の所見があった児童については2歳6か月相談を設けています。一般的には1歳6か月と3歳で実施する自治体が多い乳幼児健診ですが、本町においては早期発見のため問診項目を精査し、より発達段階を確認しやすい月齢で実施しています。

また、回相談事業を平成21年より開始し、子育て支援課や教育推進課の職員（地域コーディネーター、発達心理相談員、保健師、発達支援センター職員等）が町内の幼稚園保育所・児童クラブ・児童館を巡回し各所属の相談に応じる中でも早期発見に寄与してきました。年に2回定期的に実施している巡回相談では、毎回30名以上のことについての相談が寄せられます。幼稚園保育所の職員が早期にこどもの支援の必要性に気づき、関係者への相談を通して、よりよい支援につなげようとする姿勢が多く見られるようになりました。

さらに支援を要すると判断された児童に対して専門的な支援の機会を保障するために、平成23年度より児童福祉法に基づく通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の利用者負担額の助成を町独自に行い、早期療育を後押ししています。

発達支援のみならず、こどもに係る諸問題（虐待、不登校、いじめ、貧困等）の早期発見と予防の重要性を明確にし、こどもに関わる大人が常に支援に必要な情報を共有し、役割分担をしながら、支援を進めることができるよう取組を進めます。

イ 施策の内容

番号	項目	内 容
①	早期の気づきを活かす体制の充実	専門職（保健師、発達心理相談員、発達支援センター職員、保育士、児童相談所等）が保護者や児童の所属機関（幼稚園・保育所、小中学校、児童クラブ・児童館）と相談できる体制を維持します。また、こどもに係る諸課題（発達支援、虐待、不登校、いじめ、貧困等）の早期発見と予防の重要性を担当者や関係機関が共有し、支援を要するケースが生じたときには迅速に情報共有及び役割分担を行い、必要な支援体制を構築・継続することを推進します。

（2）一貫性と継続性のある支援の構築

ア 現状と課題

平成21年より一貫性と継続性のある支援の構築を目指し、「芽室町発達支援システム」がスタートしました。保健、保育、教育、福祉、医療、就労の関係機関の密な連携が望まれることは、障害者総合支援法にも発達障害者支援法にも記載されているところであります、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」にも明記されています。

これまでに、ツールの策定（芽室町個別支援計画や子育てサポートファイルめむたつち等）、マンパワーの確保（地域コーディネーターや発達心理相談員、発達支援センター職員増員、スクールライフアドバイザー、教育活動指導助手増員等）、場の設定（保育と教育の架け橋カンファレンス、コーディネーター会議、自立支援協議会等）などに取り組みました。そのことにより、こどもの実態把握が多面的になされ、それに基づいた支援を幼保・小中や家庭が構築できる体制が整い、支援を必要とするこどもたちの多くが、一貫性と継続性のある支援が受けられるようになりました。また、令和6年度から「芽室町個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する要綱」を施行し、特に個別の教育支援計画においては、幼稚園保育所の担任、保護者、発達支援センターの担当職員等、こどもに関わる全ての大人が一同に会し、計画を作成する取組を始めたところです。

しかし、既存の制度やサービスでは対応しきれないこどもたちが一定数おり、課題解決に多くの時間を費やすことになったり、保護者が希望する就労形態の妨げにつながったりしている現状があります。そのため、児童生徒のライフステージの移行に伴い想定される支援を見据え、より早い段階から保護者との相談をスタートし、関係各課、福祉サービス提供機関、医療等とのより迅速な連携に取組、総合的な対策を行う必要があります。

また、発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもが専門的な支援を受ける場合、

以前はほとんどの方が芽室町発達支援センターで実施している通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用していましたが、令和4年度以降、町内に民間2事業所が開所され、より多くの支援を受けられる体制が整備されました。サービスの利用者数に大きな変動は見られませんが、地域資源の拡充に伴い複数の事業所を利用するケースが増えたことにより、サービスの相談・調整機能が重要性を増しています。

○発達相談及び個別支援計画実績

	R3	R4	R5
発達相談事業実績数（件）	113	94	139
個別支援計画作成数（件）	286	296	283

○障害児通所支援利用実績

	R3	R4	R5
児童発達支援	32	33	31
放課後等デイサービス	62	51	70
保育所等訪問支援	2	1	1

イ 施策の内容

番号	項目	内 容
①	幼稚園・保育所、学校等での相談支援（ケース会議等）の充実	支援の一貫性と継続性を目指し、架け橋カンファレンスや個別の支援計画などをもとに関係者による丁寧な引継ぎを進めます。幼稚園保育所と学校の教室環境や人的配置の違いから、小学校への適応に時間がかかるケースも見られることから、入学後も関係者による連動した支援を目的にケース会議を積極的に開催します。また、児童生徒の特性のみならず、保護者による不適切な養育、貧困などを含む困難ケース等についても同様に推進します。
②	支援計画に基づく支援内容の充実	令和6年度から施行した「芽室町個別の指導計画・個別の教育支援計画作成の作成に関する要綱」に基づき、支援を必要とするこどもに対して、よりよい成長を促すための支援の充実を目指します。また、新様式となった計画の作成について、個別の相談や学習会等を通して、作成を担当する保育所幼稚園職員、小中学校職員を支援します。さらに、計画作成後、支援に関わる関係者が連携し、こどもに必要な支援の評価や見直しを行うためのケース会議開催の実施に努めます。

③	医療的ケア児への支援	平成29年度に医療的ケア児支援事業実施要綱を定め、令和5年度には芽室町医療的ケア児対応マニュアルを作成しました。このマニュアルをもとに、日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、主治医や医療機関・訪問看護事業所等の協力を得ながら支援体制を一人ひとりに構築します。
④	専門的な支援が受けられる体制の維持	発達支援センターにおいては、通所児童だけでなく広くアセスメントや相談、訪問支援、啓発活動を行い、地域の中核として機能する施設運営を行います。 また、町内の障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の事業所において、専門的な支援が受けられる環境を維持します。重症心身障害児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障害児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
⑤	相談支援体制の充実	事業所数の増加によりサービス量は充足されてきましたが、そのことにより特性に合った支援を選ぶためのサービス調整が重要となってきたことから、地域コーディネーターや相談支援事業所を中心とした、相談・調整機能の充実を目指します。

(3)保護者支援

ア 現状と課題

障がいの受容は、保護者にとっては容易にできるものではなく、個人差はありますが時間をかけて受け止めていくものであることが知られています。子育てを楽しむことはどの家庭にも望まれることですが、発達支援を要する児童の保護者においては、発達のアンバランスさへの気づき、指導者たちとの理解共有や連携、障がい受容への混乱、将来への不安などが起きるために、丁寧で継続的な保護者支援が望されます。

本町においては、乳幼児健診を入り口に、2歳6か月相談、子育て支援センター、すくすくコール、育児ネットめむろ等が相談機能を有しており、より専門的な相談先として、芽室町発達支援センター、芽室町巡回相談事業があります。平成23年からは、保護者間の心理的な支え合いがより機能的につながることを目的にペアレントメンターの養成や保護者がペアレントメンターに相談できる様々な場を設けてきました。ペアレントメンターに相談した経験のある保護者からは、「同じ親として一緒に泣いてくれたことがとても嬉しかった」、「自分も自分の経験を若い保護者に伝えたい」、「自分も悩んでいる保護者を応援してあげたい」という声が聞かれ、ペアレントメンターとして登録いただけける保護者が増えてきました。

しかし、その一方、関係者による保護者支援が充実し、引継ぎや様々な調整がされる

ことで、保護者の役割が薄れてしまうという課題も見られるようになりました。

そのため、今後は、専門職による専門的な相談とペアレントメンターによる支援等を効果的に組み合わせ、保護者を支える取組を継続すると共に、保護者自身が我が子の将来を見据え、必要な支援や配慮（合理的配慮）を自ら要望することができる力を育てる支援を推進します。

○ペアレントメンター事業実績

	R3	R4	R5
ペアレントメンター実施件数	7	15	14
ペアレントメンター登録件数	13	16	17

イ 施策の方向性

番号	項目	内 容
①	ペアレントメンターの活用	ペアレントメンターの活用の支援と普及を通して、障がいのある子どもの子育てや子育て困難を抱える家族への支援を進めます。 ペアレントメンター養成講座を年1回実施し、保護者間の相談機能、または心理的な支え合いが形成されるよう体制を整備します。子育てに不安や悩みを持つ保護者が、信頼できる相談相手（メンター）に出会い、地域資源とつながることで得られる安心を持ちながら、子育てができる地域づくりを目指します。
②	保護者と共に作成する個別の教育支援計画推進	児童が所属する保育所幼稚園や学校の職員が作成する個別の教育支援計画に、保護者の願いを積極的に取り入れ、計画上の目標達成に向けて保護者が役割を持って取り組める体制を支援します。保護者が関係者と連携しながら、役割を持って子どもの発達に関わることで子育ての喜びや達成感を味わうことができるよう支援します。
③	相談支援体制の充実	専門職（保健師、地域コーディネーター、発達心理相談員、発達支援センター職員等）の機能を整理し、保護者が相談を通じて子育てを楽しみながら養育できる体制を整備します。

○ペアレントメンターとは

発達に係る心配への「気づき」から間もない時期や診断前後の時期の保護者は、不安が高まり、予期しない情報に混乱します。この時期の保護者への支援として、専門職だけでなく、先輩の保護者が共感的に丁寧に寄り添う支援がペアレントメンターです。平成20年「発達障害者支援の推進にかかる検討会報告書」(厚労省)や平成20年度版障害白書の中にペアレントメンターという取組が紹介され始め、国と自治体による発達障害者支援開発事業としてペアレントメンター事業が佐賀県と愛知県で実施されました。北海道では、平成28年度よりペアレントメンター派遣事業が開始されました。

(4)特別支援教育

ア 現状と課題

平成19年に学校教育法改正が行われ、障がい児への教育が特殊教育から特別支援教育へと移行しました。通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症のこどもたちも支援の対象とし、より広い教育的ニーズに学校組織として対応していくための方向転換がなされました。

芽室町においては、第5期芽室町総合計画（平成31年度～令和8年度）における基本目標に「心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」を掲げ、その施策である「学校教育の充実」を図る方策の一つに「特別支援教育の推進」を位置づけています。

本町における特別支援学級在籍児童生徒は、児童生徒数の減少に伴い、横ばいから微減傾向です。通級による指導も同様の傾向です。特別支援学級担当教諭の配置に加え、町独自に各学校へ教育活動指導助手、学校支援員を配置し、また教育委員会に地域コーディネーター、スクールライフアドバイザーを配置し、総合的な支援を推進してきました。

特別支援教育においては、通常の教科指導や学級経営に加え、特別支援に特化した教員の専門性や保護者対応が求められます。合理的な配慮の提供や、将来の自立を見通した個別の教育支援計画策定、他専門機関との連携など、多岐に渡る取組が求められています。

○特別支援教育に係る人員配置等

	R4	R5	R6
特別支援学級在籍児数（人）	116	104	98
通級教室在籍児数（人）	29	28	36
特別支援学級職員配置数（人）	42	38	34
教育活動指導助手配置数（人）	11	7	7
通級指導職員配置数（人）	1	2	2

イ 施策の内容

番号	項目	内 容
①	特別支援学級担任を支える仕組みづくり	特別支援学級の担任に求められる専門性や、児童生徒一人ひとりに応じた指導・評価を行うことを支えるシステムの構築を目指します（教育ソフト導入検討、巡回相談導入検討、保護者・教育活動指導助手・学校支援員研修等）。
②	支援における一貫性と継続性の充実	令和6年度から活用を開始した芽室町個別の指導計画・個別の教育支援計画を定着させ、保護者を含めた他機関ケース会議による合理的配慮の合意を支援の中核とする流れの定着を目指します。
③	芽室町不登校支援システムの定着	令和4年度に策定した芽室町不登校支援システムの定着を図り、誰一人取り残されない学びの保障と自立支援の推進を目指します。

※ 芽室町個別の指導計画・個別の教育支援計画とは

発達に特別な支援が必要な児童生徒に対し、乳幼児期から学齢期終了後の就労まで、保健、福祉、教育、医療及び就労に関する機関との密接な連携を図り、一人ひとりに合わせた適切かつ継続的なサービスを提供するため、町内小中学校統一の様式で策定する教育計画であり、対象児童生徒の発達の支援に資することを目的とする。芽室町個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する要綱に基づく。

※ 芽室町不登校支援システムとは

登校に困難を抱える児童生徒の支援に資するため、不登校の「予防」「初期対応」「中長期対応」に係る対応方法や地域資源、使用する様式等を町内小中学校で統一的に行う仕組みを総称したもの。芽室町ホームページにおいて公開している。

(5)就労に向けた支援

ア 現状と課題

発達支援を要する人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

芽室町では、雇用契約により最低賃金が保障される「就労継続支援A型」のほか、「就労継続支援B型」といった福祉的就労事業所が開設されています。また、町としても、一般就労に向けた支援として、障がいのある人を非常勤職員として採用し、役場庁舎内の臨時の業務等を行う職場実習や就労体験を実施しています。さらに、平成28年度からは、NPO法人に「一般就労定着支援事業」を委託し、就労を希望する人と雇用を希望する企業に対し、相談・マッチング・就労定着等の支援を開始しました。また、障がいのある人が職場までの交通手段に課題があったことから、令和4年度から試験的に通勤サポート事業を開始し、令和6年度からはNPO法人の独自事業として行っています。

芽室町発達支援センターでは、就労に向けた幅広い体験やスキルを早期から積み上げができるよう、平成27年度から実施しているクラブ活動において「お仕事体験」を継続的に取り入れています。また、令和4年度に町内に開設された放課後等デイサービス事業所は、就労支援プログラムを有する事業所であり、町の商店街を積極的に活用した質の高い体験プログラムを提供しています。芽室町では乳幼児期から就労まで一貫性・継続性のある支援体制の構築に努めているところであり、事業所開設によって児童期から成人期へとつながる時期のサポート資源の拡充が図られました。

今後も引き続き様々な就労を体験することができる機会を確保し、就労への意欲を高めるとともに、発達に支援を要する方や障がいのある方と地域の方々が関わる機会を通じて、障がいに理解のある町づくりを推進します。

イ 施策の内容

番号	項目	内 容
①	学齢期から就労体験できる体制づくり	学齢期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。

第7章 関連施策の展開

1 こどもの権利擁護の推進

本町の全てのこどもが健やかに育つために全てのこどもの権利を保障し、全てのこどもが幸福に暮らせるなどを願って、平成18年4月に「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定しました。

(1)子どもの権利委員会

平成28年4月に「子どもの権利委員会」を設置しました。現在までの救済に関する委員会への相談実績は0件となっておりますが、毎年委員会を開催し、要保護児童等の情報共有を図り、委員の改選期には外部講師を招いての学習会を開催しています。

(2)「子どもの権利」についての啓発活動

「芽室町子どもの権利に関する条例」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、条例の周知を行うとともに、町内の小中学校において出前講座を開催し、自己肯定感を育む授業を行うなど、こどもが健やかに育つための取組を継続していきます。

また、町内の小中学校や子どもセンターにおいては、人権擁護委員による学齢や育ちに合わせた人権教室が実施されており、人権教育の貴重な機会となっています。互いの取組や活動について情報交換するなかで、課題を共有し、必要な連携を図ることにより、継続性と相乗効果を高めます。

(3)こども・若者の意見を聴く取組

こども・若者の参加する権利を保障し、意見を聞く機会を創出します。こどもに関わるルール等の制定や見直し、まちづくりに取り組む過程にこども自身が関与することは、こどもや若者の意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があります。

本町では、教育委員会で実施している子どもオンライントーク（毎年教育委員と各中学校生徒会との意見交換）、子どもセンター利用児童生徒へのアンケートや、まちなか再生ビジョン策定における小中高生世代への意見聴取、芽室ジモト大学の取組によるまちづくり活動への参画など実施しているところですが、今後も町長部局・教育委員会問わず組織として、次代を担うこどもや若者の意見をまちづくりに反映するとともに、こども大綱における「こども・若者育成支援推進法」に掲げる事項や「北海道こども計画」の方針を踏まえた取組を進めます。

2 ひとり親家庭等の自立・育児支援の推進

本町におけるひとり親世帯は、令和2年度では151世帯、全世帯に占める割合は1.90%となっており、平成27年に比べ、世帯数は13世帯減（7.93%減）、全世帯に占める割合は0.2ポイント減となりましたが、令和2年度の全道の状況と比較すると、本町が全道（1.65%）を0.25ポイント上回っています。

	H27			R2		
	全国	全道	芽室町	全国	全道	芽室町
ひとり親世帯（世帯）	838,727	50,132	164	721,290	40,970	151
全世帯に占める割合（%）	1.57	2.06	2.10	1.29	1.65	1.90

※総務省「国勢調査」

ひとり親家庭等の支援については、国や道の制度が中心となります。手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を選択のうえ利用できるよう、確実な情報提供に努めるとともに、必要に応じて町としての支援を検討していきます。

(1)ひとり親家庭等の相談支援

ひとり親家庭等の困難を解決・軽減し、自立を支援するため相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の情報提供等を実施し、ひとり親家庭等の福祉の増進に資するため、面談・電話相談を継続するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

(2)ひとり親家庭への医療費助成の実施

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合、町独自の所得制限緩和による医療費助成を継続します。

(3)ひとり親家庭等への保育料軽減

ひとり親家庭等のうち、前年分の市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は、本町独自で保育料を無償としています。また、ひとり親となった月の翌月からひとり親分のみの所得割額で保育料を算出します。

(4)ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、修学等自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスなどが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に支障が生じている場合などに、その生活を援助する者（家庭生活支援員）を派遣することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的として実施しています。本

事業の派遣対象家庭は、支援を受ける当日において芽室町内に住所を有する小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等です。

3 子育て世帯の経済的負担の軽減・子どもの貧困対策

全体的な参考数値として、本町における生活保護の状況は、令和6年4月時点で146世帯、176人、保護率は0.99%となっており、平成31年4月時点に比べ、世帯数は30世帯(17.04%)、受給者数は47人(21.08%)減少しています。

	H31.4			R6.4		
	全国	全道	芽室町	全国	全道	芽室町
非保護世帯数(世帯)	1,634,353	123,218	176	1,647,853	121,520	146
非保護者数(人)	2,081,339	159,310	223	2,011,281	149,371	176
保護率(%)	1.65	3.01	1.20	1.62	2.93	0.99

※厚生労働省「被保護者調査」

また、就学援助率については、令和4年度就学援助実施状況調査によると、本町が12.26%となっており、全国・全道に比べて低く、また、本町の平成28年度と比べ、4.27ポイント減少しています。

	H28			R4		
	全国	全道	芽室町	全国	全道	芽室町
就学援助率(%)	15.04	20.99	16.53	12.96	17.45	12.26
要保護児童生徒(%)	1.36	3.32	0.16	0.94	2.12	0.25
準要保護児童生徒(%)	13.68	17.67	16.37	13.90	15.33	12.01

※文部科学省「就学援助実施状況調査」

子どもの豊かで安定した生活のため、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て世帯の生計問題への介入など、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

(1) 子ども医療費給付事業

子ども医療費給付事業においては、疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、町独自の所得制限緩和を図り、高校生年代までの通院・入院を全額助成しています。

(2) 第3の子どもの居場所づくり(風の子めむろ)の推進

平成30年1月から開始した子どもの居場所づくり推進事業「風の子めむろ」を継続し、多様な子どもの集える居場所を設け、学習支援、食事の提供、日常の遊び等を通じ、児童が抱える貧困や家庭問題等、様々な困難を発見し、適切な機関・制度へと繋げてい

き、問題の早期解決に向けての取組を行います。また、必要に応じて保護者の相談支援も行い、地域の支援体制を強化します。

(3)大学等就学支援事業

経済的理由により金銭的支援を必要としている世帯に対し、教育委員会では就学援助費の支給や私立高等学校生徒授業料補助、大学等奨学金の貸付を行っています。

なお、大学等奨学金貸付は、令和6年度から貸付選考基準を廃止し、学びの継続支援を強化しました。

(4)学校給食食材費・保育施設副食費の町独自負担

小・中学校の学校給食では、食育・食農推進の観点から、令和2年度より1食当たり22円を町費で負担している他、保育施設では、令和元年10月開始の国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、町独自負担により満3歳～5歳児クラスの副食費を全額助成しています。

4 保育環境の充実

安心してこどもをうみ、こどもが健やかに育つことができる保育環境と、保護者の多様なニーズや一人ひとりのこどもの育ちに寄り添う保育環境の充実に努めます。

(1)保育ニーズの多様化と保育士の確保

育児をしながら働く女性の増加による保育の需要の高まりや、ライフスタイルや就労形態の多様化に伴い保育ニーズも多様化しており、延長保育や休日保育など特別保育の充実により総合的保育サービスの充実が求められています。

保育所の運営においては、私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所は民間法人の保育士が、町立保育所は町職員の保育士を配置していますが、3歳未満児の入所増加による全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来に渡る安定的な保育の提供のため、保育の実施主体である町として、今後における正職員の採用については、町立保育所、子育て支援センター、発達支援センターの展開を見極めながら検討し、民間法人に対しては、令和5年度から合同就職説明会を開催しているほか、保育士の待遇改善に関する国への要望を継続していくなど、その時々に応じた保育士確保対策に取組みます。

(2)待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実

保護者の就労形態の変化に伴い保育需要が増大する反面、保育士不足が懸念されます。が、本町では、町内保育施設と連携しながら受入協力体制を構築し、「待機児童ゼロ」の継続を目指します。

また、令和5年度からは町内全ての保育所において、使用済み紙おむつの施設処分を実施したほか、3歳未満児の保育所入所の有無に関わらず、妊娠早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して供給できる体制を整備し、保育ニーズを十分に確認・検証するなかで、保育サービスの基盤安定に取組みます。

(3)健康の推進

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければなりません。また、子どもが、自らの体や健康に关心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切です。

施設における安全の確保としては、本町では、令和3年度から令和5年度の間に、補助事業により民間法人を含む全ての保育所及び放課後児童クラブのエアコン設置を実施しました。

心身の安全保持については、保健師が保育所を訪問し、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握、子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ります。また、虐待が疑われる場合には速やかに本町または児童相談所に通告し、適切な対応を行っています。

(4)障がい児保育の実施

障がいの有無にかかわらず、他の子どもたちと同じように乳幼児期から集団の中で健やかに育てたいという保育ニーズに応え、本町の全ての保育所において、障がいのある児童を集団保育の中に受け入れています。

該当児童については、芽室町自立支援協議会発達支援部会サービス調整会議において特別保育事業の程度を協議し、保護者同意の下、保育所の申請に基づき町が特別保育を決定します。また、当該児童への支援は、保育所が作成する個別の教育支援計画に沿って計画的に行われ、芽室町巡回相談事業において子育て支援課等がその進捗を確認します。

平成29年3月に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」にもあるように、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状況を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけるよう記されており、今後も、幼稚園・保育所等の就学前施設において、障がいのある子どもの保育の更なる充実に努めます。

(5)十勝定住自立圏における広域入所の機能強化

十勝定住自立圏では、通勤等に伴う保護者のニーズに応えるため、市町村を超えた保育

所の広域入所や、育児不安の解消などを目的とした地域子育て支援センターの利用促進を図るなど、サービスを必要としている世帯に対し地域全体で子育てを支援します。

(6)食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、こどもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、こどもと調理員との関わりや「食」に関する保育環境に配慮します。体調不良、食物アレルギー、障がいのあるこどもなど、一人ひとりのこどもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応し、管理栄養士などの意見も聞き、専門的な見地を生かした対応を行います。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、こどもの頃からの食習慣は、それ以降の成長に大きく影響することから、保育所や学校、家庭と連携して生活習慣病予防の取組を行うなど、こどもの頃から健康に対する意識を高めるとともに、正しい食習慣が身につくよう、情報発信や健康講座等の普及啓発を行います。

(7)危機管理体制の強化

保育所で行う災害（地震・火災）避難訓練は、子どもの命を守るために具体的な方法を職員一人ひとり及び園児が身につけるためのものです。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切です。

令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画の作成が義務付けられたことから、保育所等では年間スケジュール（安全計画）を定め、地域や特性に応じた独自の安全確保や危機管理に関する取組を実施しており、子どもの事件・事故を未然に防ぐために、様々な対策を講じていますが、今後においても、警察・消防等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保方策を講じていきます。

また、町内保育施設間では、2か月に1回開催している連携会議の中で、各施設で実際に起きたヒヤリハット事例の報告及び情報共有を行い、子どもの事故の未然防止に努めているほか、地震などの有事の際には連絡し合い、早期の協力を模索する体制を備えています。

(8)幼保小連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行などを推進します。

平成21年度より実施している「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」（教育推進課所管）を継続し、令和4年度より開始した幼保小連携会議において、茅室町スタートカリキュラムの共通理解や具体的な幼保小連携事業について協議します。幼保小連携会議の協議により令和5年度より参観週間（年長クラスと小学校1年生クラスをお互いに参観しあう事業）を開始するなど、今後も必要な事業について協議し、具現化を目指します。

5 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭が増加する中、男女とも育児・家事を担いつつ、希望に応じて仕事とキャリア形成との両立が可能となるようにしていくことが重要な課題です。

(1)仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。国、道等との連携を図りながら、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実に努めるとともに、子どもが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、放課後や週末の子どもの居場所づくりを推進していきます。

(2)偏らない子育てへの取組

ニーズ調査における父親の育児への参加については、「よくしている」が 61.1%と、5 年前の調査より 2 ポイント上がり、家事分担では「男女が互いに協力して分担すべき」が 93.8%と、9.6 ポイント上りました。コロナ禍を経て、子どものために親が仕事を休むことを肯定的に捉える社会へ変容してきていることも影響していると推測されます。

本町では、未だに偏りがあると言われる妊娠・出産・子育て期における父親の子育てへの参加意識のさらなる向上を目指し、子どもの健やかな成長・発達、子育て世帯の育児負担の軽減、社会全体で子育てを支える地域づくりを推進します。

(3)病児保育の助成拡大と病後児保育の継続実施

第 2 期芽室町子ども・子育て支援事業計画期間中に町内実施を目指してきた病児保育は、実施予定であった事業者の撤退により、他の可能性についても検討してきましたが、現在実施中の病児保育利用料半額助成の利用者が少数であることや、保護者からの意見では、慣れない場所に病状の安定しない子どもを預けることに消極的な意見が多いこと、預けるのなら小児科併設の病児保育施設を要件とする、などの意見を参考とした結果、町内整備は継続検討とし、子育てと仕事の両立支援策として、病後児保育の体制強化による継続実施と、町外病児保育利用料の半額助成から全額助成へと強化を計画します。

(4)仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ

芽室町役場では、令和元年 10 月に「イクボス宣言」をしました。その取組や精神が町内に広がり、ワークライフバランスの視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境整備に向けた取組を支援するとともに、男性職員の育児休業取得を推奨しています。

(5)子育て世帯の移住・定住の促進

近年の人口減少とともに、少子化、核家族化の進行や、共働き家庭等の増加が見込まれます。子育て世帯等を対象とした住宅取得支援やU・I・Jターン希望者へのきめ細やかな対応など、このまちに住みたい、住み続けたいという移住・定住を促進します。

◆町が実施する主な事業

- ・結婚新生活支援事業
- ・新築住宅購入世帯新生活応援奨励事業
- ・中古住宅購入世帯新生活応援奨励事業
- ・委託事業による移住・定住支援事業
- ・U I J ターン新規就業支援事業（子育て世帯加算あり）
- ・移住促進引越支援助成事業

6 芽室町教育大綱及び第2期芽室町教育振興基本計画関連

全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

(1)芽室町への愛着と誇りの醸成

「めむろ未来学」における食農教育や地域学習、コミュニティ・スクール活動における地域と学校の連携、こどもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実、地域住民が持つ知識や技術を地域学校協働活動に活かし、多くの幅広い年齢層の地域住民の参画を推進するとともに、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化につなげます。

(2)自己有用感の醸成

社会的自立や自己実現を支援する幼保小連携の推進により、変化の激しい社会に対応するための確かな学力、豊かな心と健やかな体をバランスよく育み、地域の未来を担うための資源能力と基礎となる自己有用感の高い人を育みます。

(3)夢への挑戦心の醸成

「めむろ未来学」におけるキャリア教育や「芽室ジモト大学」をはじめ、自ら未来を創る体験活動や社会参加活動を推進するとともに、「一流を見て、聴いて、学ぶ」ことを重視した事業の推進を図ります。

参考資料①



子育て全般に関すること

項目	説明	連絡先
相談 こども家庭センター めむろん	子育てに関する相談の総合窓口です。母子健康手帳交付、妊婦健康診査費助成券の配布、支援プランの作成、産後ケアの案内、その他子育て全般の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 (相談専用電話) 62-7830

妊娠から出産まで

項目	説明	連絡先
相談 母子健康手帳の交付 と妊婦相談	こども家庭センターにて、母子健康手帳をお渡しし、妊娠中の生活や健康について保健師が相談に応じます。	
後期妊婦相談(両親面談)	こども家庭センターにて、妊娠後期の健康状態を確認し、妊娠・出産・育児について保健師が相談に応じます。	
妊婦栄養相談	妊娠後期に、妊娠中の食生活について、管理栄養士が相談に応じます。	
産前産後相談室	妊娠中や出産後のからだや気持ち、母乳育児に向けた準備等について、助産師が相談に応じます。	
お金 不妊治療費助成事業	不妊治療の治療費の一部を助成します。十勝管外での特定不妊治療については、交通費・宿泊費も上限の範囲で助成します。 (女性だけでなく男性にも助成します)	
不育症治療費助成事業	不育症の医療保険適用外の治療費及び検査費の一部を助成します。	
妊婦健康診査費・産婦健康診査費の助成	妊娠中の一般健診の費用全額と、医師の判断の下で実施する精密検査の費用、産後の産婦健診の費用を全額助成します。(該当となる検査には限りがあります)	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
出産・子育て応援給付金	妊娠届後に5万円、出生届後に5万円を支給します。(母子健康手帳交付時、後期妊婦相談時、新生児訪問時に手続きを行います。)	
健康 ハロー赤ちゃん教室	パパの妊婦体験や沐浴指導など、妊娠・出産・育児について実技または疑似体験を交えて学習します。内容は第1子向けとなりますが、第2子目以降の方も参加できます。	
パパママコース	マタニティヨガやストレッチ、妊婦さんに必要なバランスのとれた食事、乳房ケアについてのお話などをします。赤ちゃんの雑貨を作りながら、妊婦同士の交流もはかることができます。	
プレママコース	産前産後のからだとこころの不調を整えて育児ができるよう、支援員がご自宅を訪問し、家事や育児の援助をします。(利用条件があります。詳細は右記にお問い合わせ下さい。)	
産前産後ヘルパー事業		

乳幼児期に関すること

	項目	説明	連絡先
健康	新生児訪問 (産婦訪問)	生後1か月前後に保健師等が訪問し、成長・発達面や予防接種、健診などについてお話しします。(育児相談も行っています) 第2子以降のお子さんは保育士も同行します。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	産後ケア事業	産後1年未満の方を対象に、助産師による母乳指導、産後の骨盤ケアやベビーケアを行います。沐浴などの育児手技確認や出産後の体調管理など様々な相談に応じます。(訪問の場合、自己負担 500円)	
	乳幼児健康診査	1か月児、4か月児、10か月児、1歳9か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を行っています。1か月児健診は、医療機関で受診する個別健診、その他の健診は、保健福祉センターでの集団健診です。いずれも費用は無料です。身体測定、小児科医・歯科医の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・発達心理相談員による個別相談などを行います。	
	乳児栄養家庭訪問	第1子目の方を対象に、生後5か月頃に管理栄養士が家庭を訪問し、離乳食の開始の仕方や進め方、作り方についてお話しします。 ご希望に応じて第2子目以降の方も対応します。	
	1歳むし歯予防教室	生後11~12か月頃のお子さんと保護者を対象に、歯のケアや歯にやさしいおやつについて説明します。	
	医療的ケア児支援	日常的に医療的ケア(吸引や経管栄養など)を必要とするお子さんが、幼稚園・保育所・学校等に通う際に、必要に応じて看護師等を派遣します。	
お金	子ども医療費助成	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子どもの医療費(保険適用分)の自己負担額を助成します。	子育て支援課 児童係 62-9733
	ひとり親等医療費助成	ひとり親家庭等の親とその子どもの医療費(保険適用分)の自己負担額を助成します。(所得制限があります)	
	未熟児養育医療費助成	未熟児で入院が必要な場合、公費で医療給付が受けられます。	
	児童手当	高校生年代までの子どもを養育する方に支給されます。	
	児童扶養手当	高校生年代までの子どもを養育するひとり親家庭等に支給されます。(所得制限があります)	
	特別児童扶養手当	20歳未満の精神や身体に政令で定める程度の障がいのある児童を養育する方に支給されます。(所得制限があります)	
	保育料負担軽減	3~5歳児クラス(幼稚園は満3歳クラスから)の利用者負担額は無料です。3歳未満児の第2子目は利用者負担額が半額、第3子目以降は無料です。(世帯の所得等に応じて減額される場合があります)	
	副食費(給食費の一 部)の無償化	保育施設等に入所している3~5歳児クラス(幼稚園は満3歳クラスから)の副食費に係る実費負担を助成します。	
	幼稚園の預かり保育料	共働きなど保育を必要とする事由に該当する認定を受けた場合は、預かり保育が無料になります(上限があります)。ただし、満3歳児は市町村民税非課税世帯に限ります。	
	使用済み紙おむつ 施設処理費用の助成 ※茅室町独自	令和5年4月から、町内全ての保育施設で使用済み紙おむつの施設処理を実施し、処分にかかる費用の一部を町が助成しています。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	小学生までのお子さんを養育しているひとり親家庭等を対象に一時的に修学や疾病等による生活援助、保育所等の保育サービスが必要になった際、家庭生活支援員を派遣し、支援を行います。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733	
	新生児聴覚検査費用 の助成	出産した医療機関で行う「聞こえ」の検査にかかる費用を全額助成します。	
	予防接種費助成	定期予防接種の接種費用を全額助成します。	
	フッ化物塗布の助成	茅室町幼児フッ化物塗布実施歯科診療機関に助成券を提示することで、歯科検診・フッ化物塗布・保健指導について1回につき1,100円を助成します。	



乳幼児期に関すること

項目	説明	連絡先
相談	健康相談	毎週月～金曜日、保健福祉センター(あいあい21)で、保健師による育児や発達の相談などを行います。
	栄養相談	食事・栄養に関する疑問を解消し、正しい食生活を身につけることができるよう、管理栄養士が相談に応じます。
	すくすくコール	妊娠・出産・育児について、母親をはじめ家族の持つ不安・疑問について保健師が電話で相談に応じます。
	子育て支援センター	0歳から就学前までのお子さんと保護者・祖父母、妊婦が日中過ごせる広場を開設し、交流や地域の子育てに関する情報を提供しております。育児相談にも応じます。
	発達支援センター	ことばや行動、人との関わりなど子どもの発達に関して、専門的な支援を行います。
その他	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ぶれあうひとときを持つきっかけを作るため、絵本を2冊プレゼントします。
	一時預かり保育 (めむろかしづけ保育所)	保護者の短期時間労働や傷病、育児疲れの解消等に対応するため、一時的な保育を行います。
	病後児保育 (めむろてつなん保育所)	病気の回復期にあって保護者の就業などで家庭で看護することが困難な場合に、医師の指示のもと一人ひとりの体調に合わせて専門スタッフが児童の体力回復のため看護、保育を行います。
	病児保育利用助成	病気の急性期により町外の病児保育を利用した場合に、登録料・利用料を全額助成します。
	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を行いたい人」と「援助を受けたい人」の橋渡しを行っています。産前産後の家事の援助、保育施設等終了後の預かりや送迎、リフレッシュのための預かり等を行います。

小・中・高校に関すること

項目	説明	連絡先
相談	スクールライフアドバイザー	学校のこと、友達や家族のことなどについて、スクールライフアドバイザーが相談に応じます。(高校に関することは除きます)
居場所	子どもセンター (児童館・児童クラブ)	児童の放課後の安全安心な居場所として、概ね7～18歳の児童を対象とした児童館と、保護者の就労等により放課後留守になる家庭の小学校1～3年生までを対象とした児童クラブが併設されています(みなみっ子は児童館のみ)。様々な休憩や学習、異年齢児交流などの活動を提供します。 また、民間が運営している上美生学童クラブとアンジャリでは、小学校6年生までの児童の受入をしています。
	遊ぶ・食べる・学ぶ 風の子めむろ	小学生から高校生までの児童・生徒・保護者を対象とし、放課後や長期休暇等に学習や食事、異世代との交流やふれあいなどを通じ、子どもたちの様々な困難を早期に発見し子どもの育ちを支援する事を目的とした場所です。学習支援や食事、遊びの提供があります。
お金	就学援助	小・中学生のお子さんがいて、経済的な理由により就学させることが困難な世帯に対して、学用品費や給食費などを援助します。
	特別支援教育 就学奨励費	特別支援学級に在籍している小・中学生のお子さんを持つ保護者に対して、学用品費などを助成します。(所得制限あり)
	私立高等学校生徒 授業料の補助	私立高校に通学しているお子さんがいて、経済的理由等から授業料の支払いにお困りの世帯に対して、授業料の一部を補助します。
	大学等奨学金の貸付	保護者が芽室町在住で、大学・短期大学・専修学校・各種学校又は北海道内の公共職業能力開発施設(課程に制限あり)に就学する方に、無利子で奨学金をお貸します。
	インフルエンザ 予防接種助成	中学3年生及び高校3年生または、年度内満15歳、満18歳に達する子を対象にインフルエンザ予防接種費用を半額助成します。
健康	学校給食の アレルギー対応	食物アレルギー対応が必要な児童生徒に対し、保護者と協議し医師から診察を受けた上で食物アレルギー対応食(除去食・代替食)の提供を行います。(小麦、大豆、飲用豆乳以外の豆乳に関してはアレルギー対応を行っていません。)

生活支援に関すること

項目	説明	連絡先
お金 生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	健康福祉課 社会福祉係 62-9723
その他 公営住宅	住宅にお困りの方に対して、公営住宅のご相談に応じます。(申込みには所得等一定の条件を満たしていることが必要です)	都市経営課 建築住宅係 66-5961

その他

項目	説明	連絡先
相談 子どもの権利委員会	虐待またはいじめによる子どもの権利の侵害が起きた場合に、権利の回復や救済の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
お金 新築住宅購入世帯 新生活応援奨励制度	町内で新築住宅を建築または購入した子育て世帯(15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯)または、39歳以下の夫婦に、めむろポイントカード会が発行するMカードのMポイント30万円分を奨励金として交付します。	魅力創造課 魅力発信係 62-9736
中古住宅購入世帯 新生活応援奨励制度	町内で中古住宅を購入した子育て世帯(15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯)または、39歳以下の夫婦に、めむろポイントカード会が発行するMカードのMポイント25万円分を奨励金として交付します。	
障害児通所支援の利用者負担額の助成	児童福祉法に基づく通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の利用者負担額(1割分)を助成します。	発達支援センター ちいむ 62-3159
自立支援医療 (育成医療)	障がいのある又は医療を行わなければ障がいを残すと認められる児童を対象に、指定医療機関で治療効果の期待できる手術や通院に係る医療費を支給する制度です。	
障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。(福祉施設に入所中は対象となりません)	健康福祉課 障がい福祉係 62-9723
在宅心身障がい者等 通院・通所交通費助成	自立や社会参加への訓練、治療を行うための施設(発達支援センターなど)およびリハビリ施設を有する医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成します。	
その他 就労支援	障がいのある方の一般就労や福祉的就労(障害福祉サービス)の相談・サービス紹介等を行います。	

【施設のご案内】

子育て支援センター(げんき) 発達支援センター(ちいむ) 子どもセンター



【FOLLOW US !】



掲載内容は令和7年4月1日時点のものであり、年度途中で変更されることがあります。詳しいことは、お気軽に担当係までお問い合わせください。

芽室町 子育て支援課 子育て支援係 0155-62-9733

参考資料②

芽室町子どもの権利に関する条例

前文

子どもは、一人の人間として個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族、学校、地域の温かい見守りのなか、夢を持ち、遊び、学び、共に生きることを願っています。このことは、たくましい心身と高い知性、豊かな心情と積極的な行動力を身につけ、生きる力の基礎・基本を培うことにつながります。

同時に芽室町の子どもが幸せを感じて生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重など国際条約の原則のもとで、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取組み、かつ、確実に保証していくことが必要です。子どもの権利保障は、「自然保護」「相違する価値観の尊重」「平和への願い」とともに、自らの人格の形成に関わる非常に大切なものです。

そのためには、家族、学校、地域、企業、町等がそれぞれの役割を担い、互いに協力し「地域の子どもは地域が育てる」ことを基本とし、「温かく」かつ「積極的に」見守り、子どもの健全な成長を図ることが大切です。子どもは、大人と共に社会を構成する一員であり、未来の社会の担い手として、さまざまな権利を知り保証される中で、他者の権利を尊重する姿勢や責任感を身につけます。一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していくよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てていくことが大切です。大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公徳心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協力し合うことが必要です。

夢と希望を持ち幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利を保障することを宣言し、条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、芽室町の子どもが健やかに育つために、町及び町民の役割を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、18歳未満の全ての者をいいます。
- (2) 「学校」とは、子どもが育ち学ぶために、通所、通園又は通学するすべての施設をいいます。

(基本理念)

第3条 町及び町民は、芽室町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとします。

- 2 子どもは、その権利を知り保証されるなかで、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断して自分らしく生きることを支援されます。
- 3 町及び町民は、子どもの思いや願いを尊重し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを目指すため、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し協力し合います。
- 4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援されます。

(子どもの生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力、虐待等を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 思いやりを受けながら、成長にふさわしい環境で生活できること。

(子どもの育つ権利)

第5条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主として次のことが保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) ゆとりと安らぎの時間とそのために必要な場所や機会が保障されること。
- (3) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (4) 自分の将来に係わることについて、適切な助言や支援を受けられること。

(子どもの守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次のことが保障されます。

- (1) 子どもに保証されるあらゆる権利の侵害から逃れられ、保護されること。
- (2) 健全な心身の育成が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自己表現や意思の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(家庭の役割)

第8条 子どもを養育する全ての者は、子どもの生育に第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

(学校の役割)

第9条 学校は、子どもの人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、学校間の連携を図るとともに、開かれた学校づくりに努めるものとします。

(地域の役割)

第10条 地域は、子どもを豊かな人間関係の中で育むために、子どもが安心して集い、交流できる環境づくりに努めるものとします。

(企業の役割)

第11条 企業は、その活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を作っていくため、配慮するよう努めるものとします。

(町の役割)

第12条 町は、基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めます。

2 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるために、積極的な広報活動に努めます。

(子どもの生育環境の保全)

第13条 町は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの意見を広く聴きながら子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めます。

2 町は、子どもの生育環境の整備に努めるために、町民その他関係機関と調整を行います。

(子育て支援)

第14条 町は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な支援又は社会的な支援を行います。

2 町は、子ども自身が抱える問題や子どもに関する相談に対して、速やかに対応するよう努めます。

(子どもの活動や町民活動の支援)

第15条 町は、子どもが安心して集い、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援します。

(相互支援)

第16条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、町民その他関係機関との相互連携を積極的に支援します。

(虐待及び体罰の禁止)

第17条 子どもを養育する全ての者は、虐待及び体罰（以下「虐待等」という。）を行ってはなりません。

(相談及び救済)

第18条 町は、虐待等又はいじめによる権利の侵害を防ぐため、関係機関と連携を密にするとともに、権利の侵害が子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考

慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めるができるよう、権利の侵害からこどもを救済する茅室町子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

- 2 委員会は、子どもの権利の侵害について、町長に対し必要な措置を講じることを求ることができます。
- 3 町長は、委員会から前項に基づく求めがあったときは、その内容を尊重し、町の関係機関に対し勧告、指示又は命令を、それ以外の機関に対し是正要請を行うことができます。

第19条 町及び町民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めます。

- 2 町は、子どもの意見を聴くために会議を開催します。
- 3 町は、会議において子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努めます。

（推進体制）

第20条 町は、全ての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、総合的な推進体制の整備と充実に努めます。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

附 則（平成28年3月28日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

健康第363号
令和7年3月4日

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 研谷 智 様

芽室町長 手島 旭



計画策定に係る諮問について
次の計画を策定するに当たり、芽室町総合保健医療福祉協議会条例第2条第2項の規定に基づき答申を受けたく貴協議会に諮問します。

記

策定する計画
第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）

(健康福祉課社会福祉係)

令和7年3月4日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町総合保健医療福祉協議会
会長 研谷 智

第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）（案）
について（答申）

令和7年3月4日付け健康第363号で諮問のあった標記の件について、本協議会は次の意見を付して答申します。

記

策定される第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）の実現に向けた施策や事業を実施する際には、本協議会子育て部会における検討をはじめとして、町民の方からの意見・提言を十分に踏まえ、進められたい。

また、子どもの権利に関する条例を制定する町として、こども・若者の参加する権利を保障し、まちづくりへの参画、意見反映に努められたい。

第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）

発行者 芽室町子育て支援課

住 所 〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

T E L 0155-62-9733 F A X 0155-62-0121